

避難所等の指定・運営等に関する実態調査

結 果 報 告 書

平成 29 年 12 月

近畿管区行政評価局

前書き

南海トラフを震源とする南海トラフ巨大地震は、30年以内に70%程度の確率で発生するとされているほか、近年、全国各地で大規模な水害や土砂災害等が発生している。このような災害の発生に際し、切迫する危険から一時的・緊急的に避難する緊急避難場所は、住民の生命の安全を確保するために重要な役割を担っており、また、住民を収容する避難所については、災害の発生後、復旧までの期間において、住民の生活の基盤となる施設として良好な生活環境の確保が求められている。

平成23年3月に発生した東日本大震災の際に、避難者の心身の健康の維持や高齢者、障害者に対する配慮の必要性など、避難所における生活環境についての種々の課題が指摘されたことを踏まえ、25年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正され、i）指定緊急避難場所及び指定避難所の指定制度及び指定基準の明確化、ii）避難所における生活環境の整備、iii）避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮等が規定に盛り込まれた。この法改正を受けて、内閣府は、同年8月、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を作成し、避難所の体制、物資の備蓄、災害発生時の運営等について望ましい対応の在り方を示している。

しかし、平成28年4月に発生した熊本地震においては、i）運営マニュアルの未作成や訓練不足により避難所を円滑に運営できなかった、ii）避難所における高齢者、障害者、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患者等の生活環境への配慮が不足した、iii）多数の避難所外避難者が発生したが、物資の支援や情報提供に支障が生じたり、エコノミークラス症候群を発症し入院が必要とされた者が多数発生したなどの状況がみられた。

本調査は、災害発生時における住民の安全及び生活環境の確保を図る観点から、避難所等の指定・運営等に関する実態を調査し、現状と課題を把握するとともに、課題を克服するため方策等を収集、提供するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査の結果	
1 避難所等の指定及び周知状況	
(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	2
ア 指定緊急避難場所の指定状況	3
イ 指定避難所の指定状況	3
ウ 福祉避難所の指定状況	4
(2) 住民等への指定緊急避難場所及び指定避難所の周知状況	23
ア 周知方法、手段	24
イ 現地での掲示	24
2 指定避難所等の円滑な運営に向けた取組状況	
(1) 避難所運営マニュアルの策定状況	53
(2) 避難所運営訓練の実施状況	54
(3) アレルギー対応食料等の備蓄	54
(4) その他（指定緊急避難場所に指定された施設の解錠方法の工夫例）	54
3 指定避難所以外の避難者対策	85
4 その他(避難所等における通信手段の確保)	
(1) 特設公衆電話の事前設置	90
(2) Wi-Fi（公衆無線LAN）の整備	91

目 次

1 避難所等の指定及び周知状況

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

図表 1- (1) -① 災害対策基本法等の一部を改正する法律について(平成 25 年 6 月 14 日付 内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長通知)〈抜粋〉	5
図表 1- (1) -② 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)〈抜粋〉	5
図表 1- (1) -③ 指定緊急避難場所の指定に関する手引き (平成 29 年 3 月内閣府(防災担当))〈抜粋〉	6
図表 1- (1) -④ 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)〈抜粋〉	6
図表 1- (1) -⑤ 災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)〈抜粋〉	6
図表 1- (1) -⑥ 福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成 28 年 4 月内閣府(防災担当))〈抜粋〉	7
図表 1- (1) -⑦ 指定緊急避難場所の指定状況	8
図表 1- (1) -⑧ 民間施設を指定緊急避難場所に指定している例	9
図表 1- (1) -⑨ 民間施設を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定している例	11
図表 1- (1) -⑩ 府県の支援学校を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定している例	13
図表 1- (1) -⑪ 行政区画(市町)を越えて指定緊急避難場所を指定している例	15
図表 1- (1) -⑫ 行政区画(市町)を越えて指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している例	18
図表 1- (1) -⑬ 指定避難所の指定状況	21
図表 1- (1) -⑭ 福祉避難所の指定状況	21
図表 1- (1) -⑮ 福祉避難所を確保するための取組工夫をしている例	22

(2) 住民等への指定緊急避難場所及び指定避難所の周知状況

図表 1- (2) -① 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)〈抜粋〉	26
図表 1- (2) -② 指定緊急避難場所の指定に関する手引き (平成 29 年 3 月内閣府(防災担当))〈抜粋〉	26
図表 1- (2) -③ 災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について (平成 28 年 3 月 23 日付け事務連絡)〈抜粋〉	27
図表 1- (2) -④ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 (平成 28 年 4 月改定内閣府(防災担当))〈抜粋〉	28
図表 1- (2) -⑤ 福祉避難所の確保・運営ガイドライン (平成 28 年 4 月 内閣府(防災担当))〈抜粋〉	29
図表 1- (2) -⑥ 指定緊急避難場所、指定避難所の周知方法、手段	30
図表 1- (2) -⑦ 福祉避難所の周知の実施状況	30
図表 1- (2) -⑧ ハザードマップ、防災ハンドブック等を多言語で作成している例	31
図表 1- (2) -⑨ やさしい日本語で防災関係情報を作成している例	33
図表 1- (2) -⑩ 点字版の「防災マップ情報」を作成している例	35
図表 1- (2) -⑪ 障害がある人たちの災害対応マニュアルを作成し、音訳している例	36
図表 1- (2) -⑫ 指定緊急避難場所、指定避難所の現地・誘導表示の実施状況	37
図表 1- (2) -⑬ 太陽光パネル内蔵のコードレス LED 避難標識を設置している例	38
図表 1- (2) -⑭ 夜間の視認性にも配慮した案内板、誘導表示板を設置している例	41
図表 1- (2) -⑮ 図記号等を採用した指定避難所の表示板(現地掲示)を設置している例	44
図表 1- (2) -⑯ 街区表示板に最寄りの指定避難所を記載し案内誘導している例	45
図表 1- (2) -⑰ 電信柱に避難所に誘導する蓄光式の看板を設置している例	46

図表 1-(2)-⑱	公共表示付き電柱広告で避難場所、避難所を案内している例	47
図表 1-(2)-⑲	一時避難所案内表示ステッカーを全コミュニティ掲示板に貼付している例	49
図表 1-(2)-⑳	緊急避難場所等を分かりやすく伝える工夫をした案内板を設置している例	50
図表 1-(2)-㉑	地元工業高校の生徒が全拠点避難場所表示看板を製作している例	51

2 指定避難所等の円滑な運営に向けた取組状況

図表 2-①	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)〈抜粋〉	55
図表 2-②	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 (平成 28 年改定内閣府(防災担当))〈抜粋〉	55
図表 2-③	避難所運営ガイドライン(平成 28 年 4 月内閣府(防災担当))〈抜粋〉	55
図表 2-④	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 (平成 28 年 4 月改定内閣府(防災担当))〈抜粋〉	55
図表 2-⑤	避難所運営マニュアルの作成状況	56
図表 2-⑥	東日本大震災や熊本地震における避難所運営で得られた 教訓等を踏まえてマニュアルを改訂している例	57
図表 2-⑦	自主防災組織と連携して避難所ごとの運営マニュアルの作成に取り組んでいる例	58
図表 2-⑧	避難所運営のための研修・訓練の実施状況	61
図表 2-⑨	市主催の避難所運営訓練を実施している例	62
図表 2-⑩	地域主体の避難所運営訓練を実施している例	67
図表 2-⑪	避難所担当職員や地域住民に対する避難所運営訓練(HUG)を実施している例	73
図表 2-⑫	女性だけによる避難所運営訓練を実施している例	75
図表 2-⑬	円滑な避難所開設を検証するため、避難準備情報発令時に避難所を一斉に開設した例	77
図表 2-⑭	福祉避難所の運営訓練を実施している例	78
図表 2-⑮	食物アレルギー対応食の備蓄状況	82
図表 2-⑯	備蓄しているアレルギー対応食の品目一覧(複数回答)	82
図表 2-⑰	指定緊急避難場所に指定された施設における地震自動解錠鍵ボックスの設置例	83

3 指定避難所以外の避難者対策

図表 3-①	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)〈抜粋〉	86
図表 3-②	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 (平成 28 年 4 月改定内閣府(防災担当))〈抜粋〉	86
図表 3-③	避難所運営ガイドライン(平成 28 年 4 月内閣府(防災担当))〈抜粋〉	86
図表 3-④	指定避難所以外における避難者対策に係る方針の策定状況	87
図表 3-⑤	避難所外避難者に対する対応方針を地域防災計画等で記載している例	88

4 その他(避難所等における通信手段の確保)

(1) 特設公衆電話の事前設置

図表 4-(1)-①	防災基本計画(平成 29 年 4 月 11 日修正)〈抜粋〉	92
図表 4-(1)-②	指定避難所における特設公衆電話の設置状況	93
図表 4-(1)-③	特設公衆電話未設置の自治体における今後の設置予定	93

(2) Wi-Fi(公衆無線 LAN)の整備

図表 4-(2)-①	指定避難所における Wi-Fi(公衆無線 LAN)の整備状況	94
図表 4-(2)-②	一部の指定避難所に Wi-Fi(公衆無線 LAN)を整備している例	95

第1 実態調査の目的等

1 目的

本調査は、災害発生時における住民の安全及び生活環境の確保を図る観点から、避難所等の指定・運営等に関する実態を調査し、現状と課題を把握するとともに、課題を克服するための方策等を収集、提供するために実施したものである。

2 調査対象

大阪府、兵庫県、和歌山県、市町(注)

(注) 市町は、上記1府2県の全114市町村の中から各府県ごとに人口の多い順に半数(58市町)を抽出し、書面調査を実施。当該58市町のうち、12市について実地に調査

調査対象市町数

府 県	市町村数	書面調査実施市町数	実地調査市数
大阪府	43	22	4
兵庫県	41	21	4
和歌山県	30	15	4
計	114	58	12

(注)書面調査実施58市町の人口は、全114市町の人口の約9割

3 調査実施時期

平成29年8月～12月

4 調査担当部局

近畿管区行政評価局評価監視部第2評価監視官

第2 調査結果

1 避難所等の指定及び周知状況

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定)</p> <p>東日本大震災では、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、被害拡大の一因ともなったと指摘されている(平成25年6月14日付け内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長通知「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」)。</p> <p>このため、平成25年6月、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)が改正され、市町村長は、①法第49条の4第1項に基づき、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定緊急避難場所として、②法第49条の7第1項に基づき、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として、指定しなければならないとされている。</p> <p>また、内閣府は、指定緊急避難場所の指定促進を図るため、「指定緊急避難場所の指定に関する手引」(平成29年3月内閣府。以下「緊急避難場所の指定手引き」という。)を策定し、①各地域において想定される災害の態様・影響が及ぶ範囲、公共施設の数や人口の分布などの事情から、公共施設の指定だけでは十分な指定緊急避難場所を確保することが困難な場合は、公共施設と併せて、民間施設についても指定を検討する必要があること、②市町村内の施設又は場所を確保できない場合や、居住者等が近隣の市町村へ避難する方が妥当と判断される場合には、近隣市町村・施設管理者との協議の下、指定緊急避難場所等を近隣の市町村に指定することも差し支えないこと等について示している。</p> <p>なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねて指定することが可能(法第49条の8)である。</p> <p>(福祉避難所の指定)</p> <p>指定避難所のうち、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)を滞在させることが想定される避難所(以下「福祉避難所」という。)については、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第20条の6第5号に基づき、①要配慮者の円滑な利用を確保するための措置、②要配慮者に対する助言その他の支援を受けることができる体制の整備等、内閣府令で定める基準に適合するものを指定することとされている。</p> <p>また、内閣府は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月内閣府。以下「福祉避難所ガイドライン」という。)において、市町村の平時からの取組</p>	<p>図表1-(1)-①</p> <p>図表1-(1)-②</p> <p>図表1-(1)-③</p> <p>図表1-(1)-④</p> <p>図表1-(1)-⑤</p> <p>図表1-(1)-⑥</p>

として、福祉避難所を指定するために利用可能な施設等を把握し、福祉避難所に指定することなどが示されている。

【調査結果】

法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況について、大阪府、兵庫県及び和歌山県内の 58 市町に対する書面調査及び当該市町中 12 市に対する実地調査を行った結果は、次のとおりである。

ア 指定緊急避難場所の指定状況

指定緊急避難場所は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所である。

調査対象とした 58 市町では、全ての市町において発災時における住民の避難場所の確保を進めているが、このうち、法に基づく指定を行っているものが 54 市町 (93%)、指定を行っていないものが、4 市町(7%)となっている。

法に基づく指定を行っている 54 市町では、指定緊急避難場所として、当該市町が管理する公園や広場、公立小、中学校などの公共施設が多く指定されている。

一方、緊急避難場所の指定手引きでは、指定緊急避難場所の指定を促進させていくためには、公共施設と併せて、民間施設についても指定を検討することや、近隣市町村・施設管理者との協議の下、近隣の市町村に指定することも差し支えないことが示されており、実地調査を行った 12 市の中には、緊急指定避難場所の指定を促進させるため、以下の取組を行っているものがみられた。

- ① 民間ビル（事業所、宿泊施設等）、駅、私立学校、社寺などの民間施設を指定（大阪市及び海南市）
- ② 府県が設置している支援学校を指定（大阪市及び姫路市）
- ③ 避難者の利便性を考慮し、行政区画を超えた施設を指定（大阪市、伊丹市、海南市、橋本市及び御坊市）

なお、法指定に至っていない 4 市町は、既に確保済みの避難場所について、今後、速やかに法指定に向けた所要の手續を完了させるとしている。

イ 指定避難所の指定状況

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間、滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設である。

調査対象とした 58 市町では、全ての市町において発災時における住民の避難施設の確保を進めているが、このうち、法に基づく指定を行っているものが、54 市町 (93%)、指定を行っていないものが、4 市町(7%)となっている。

法に基づく指定を行っている 54 市町では、指定避難所として、当該市町が管理する公立小、中学校や地域のコミュニケーション施設である公民館などの公共施設が多く指定されている。

今後、指定避難所の指定を一層促進させるためには、指定緊急避難場所と同様に民間施設を指定することも視野に検討することが望ましいと考えられるが、実

図表 1- (1) -⑦

図表 1- (1) -⑧
～⑫

図表 1- (1) -⑬

<p>地調査した 12 市の中には、「指定避難所は、一定期間、避難者を居住させる必要があるため、民間施設の場合は、施設側の負担が大きく、協力が得にくい。」との意見を有している市がある。</p> <p>その一方で、当該 12 市の中には、以下のとおり、民間施設との協議を重ねるなどして協定の締結を行い、指定避難所の指定の推進に取り組んでいるものがみられた。</p> <p>① 民間ビル、私立学校、社寺などの民間施設を指定(大阪市)</p> <p>② 府県が設置している支援学校を指定 (大阪市及び姫路市)</p> <p>② 避難者の利便性を考慮し、行政区画を超えた施設を指定 (伊丹市及び御坊市)</p> <p>なお、法指定に至っていない 4 市町は、既に確保済みの避難所について、今後、速やかに法指定に向けた所要の手続を完了させるとしている。</p>	<p>図表 1-(1)-⑨ (再掲)</p> <p>図表 1-(1)-⑩ (再掲)</p> <p>図表 1-(1)-⑫ (再掲)</p>
<p>ウ 福祉避難所の指定状況</p> <p>福祉避難所は、一般の避難所における長期間の生活が困難である要配慮者を受け入れるために開設される二次的な避難所であり、指定施設の多くは、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、保健福祉センター等となっている。</p> <p>調査対象とした 58 市町のうち、法に基づく指定避難所を指定しているのは 54 市町であり、このうち福祉避難所を指定している市町は 46 市町 (85%) であった。</p> <p>実地調査を行った 12 市の中には、災害発生時における要配慮者への支援の充実を図る必要があるが、福祉避難所を利用することが見込まれる要配慮者数からみて、指定施設数は不足しているとの認識を有している市もみられた。</p> <p>このような中、福祉避難所として利用できる施設の選定を、市内にとどまらず幅広く行い、市外に立地する介護老人福祉施設を福祉避難所に指定する例がみられた (海南市)。</p>	<p>図表 1-(1)-⑭</p> <p>図表 1-(1)-⑮</p>

図表 1－(1)－① 災害対策基本法等の一部を改正する法律について(平成 25 年 6 月 14 日付内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長通知)〈抜粋〉

<p>第二 改正法の趣旨及び主な内容</p> <p>1. 大規模広域な災害に対する即応力の強化等 (略)</p> <p>2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定(法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで等関係)</p> <p>従来、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなったところである。</p> <p>このため、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活をする学校、公民館等の避難所を区別するため、市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所としてあらかじめ指定するとともに、その内容を住民に周知しなければならないこととしたものである。</p> <p>(以下略)</p>

図表 1－(1)－② 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)〈抜粋〉

<p>(指定緊急避難場所の指定)</p> <p>第 49 条の 4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(指定避難所の指定)</p> <p>第 49 条の 7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者)(以下「居住者等」という。)を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>

図表 1－(1)－③ 指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成 29 年 3 月内閣府（防災担当））〈抜粋〉

<p>5 民間施設の指定等</p> <p>(1) 民間施設等の指定</p> <p>各地域において想定される災害の態様・影響が及ぶ範囲、公共施設の数や人口の分布などの事情から、公共施設の指定だけでは十分な指定緊急避難場所を確保することが困難な場合は、公共の施設と併せて、民間施設についても指定を検討する必要がある。</p> <p>特に人口に比して公共施設の数が少ない一方で、内水氾濫や洪水、津波等の危険が広範に及ぶ危険性がある地域によっては、十分な避難場所を確保するために民間施設の指定が有効と考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村の区域を越えた指定</p> <p>市町村長が指定緊急避難場の指定を行うに当たっては、当該市町村内の施設又は場所を指定することが一般的である一方、地域の大部分が浸水想定区域となっている等の事情により、当該市町村内に十分な避難場所を確保できない場合や、居住者等が近隣の市町村へ避難する方が妥当と判断される場合には、近隣市町村・施設管理者との協議の下、指定緊急避難場所を近隣の市町村に指定することも差し支えない。</p> <p>なお、近隣市町村の民間施設等を指定する場合には、当該施設の管理者から同意を得る必要があるが、近隣市町村における災害対応時の混乱を避けるため、あらかじめ指定した施設等が所在する近隣市町村に対しても適切に協議を行うことが望ましい。</p> <p>(以下略)</p>

図表 1－(1)－④ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）〈抜粋〉

<p>(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)</p> <p>第 49 条の 8 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。</p> <p>(以下略)</p>
--

図表 1－(1)－⑤ 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）〈抜粋〉

<p>(指定避難所の基準)</p> <p>第 20 条の 6 法第 49 条の 7 第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 避難のための立ち退きを行った居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p>二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物質を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</p> <p>四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p><u>五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>(以下略)</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 1－(1)－⑥ 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月内閣府（防災担当））〈抜粋〉

第 1 章 平時における取り組み

(略)

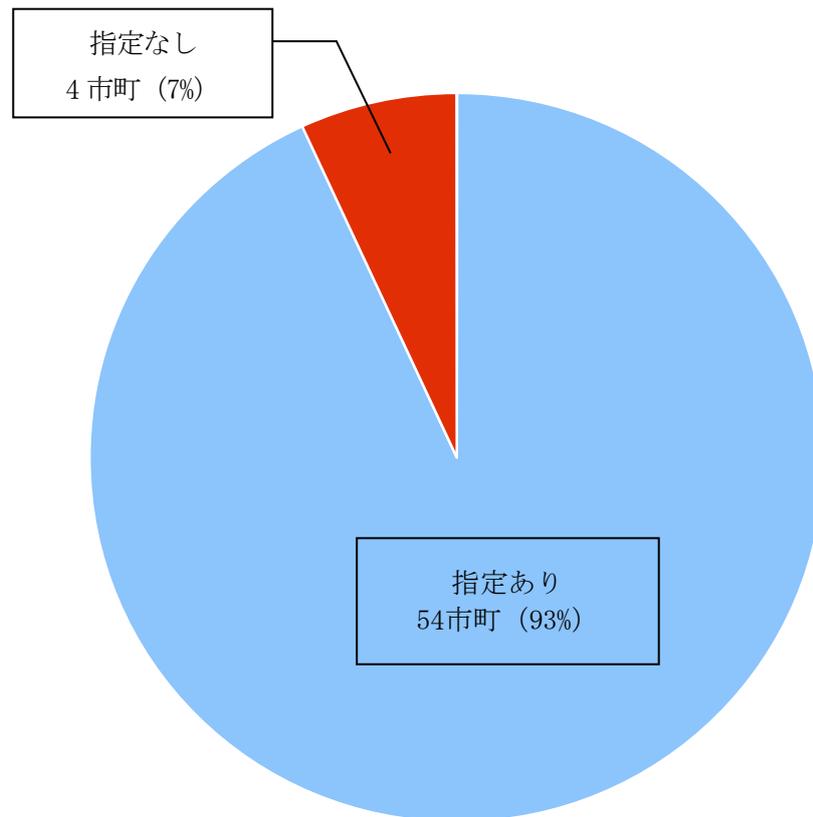
2.1 福祉避難所としての利用可能な施設の把握

□ 市町村は、福祉避難所として利用可能な施設を洗い出す。利用可能な施設としては、以下の施設が考えられる。以下の施設については「バリアフリー」「支援者をより確保しやすい施設」を主眼において選定する。

- ・一般の避難所となっている施設（小・中学校、公民館等）
- ・老人福祉施設（デイサービスセンター、小規模多機能施設、老人福祉センター等）
- ・障害者私支援施設等の施設（公共・民間）
- ・児童福祉施設（保育所等）、保健センター、特別支援学校
- ・宿泊施設（公共・民間）

(以下略)

図表 1-(1)-⑦ 指定緊急避難場所の指定状況



(注) 当局が 58 市町に書面調査した結果による。

図表 1－(1)－⑧ 民間施設を指定緊急避難場所に指定している例

件名	JR 海南駅舎等の民間施設を指定緊急避難場所に指定	市町名	海南市
----	---------------------------	-----	-----

【概要】

海南市における指定緊急避難場所(津波緊急避難ビル)には、小・中学校(屋上)などの公共施設のほか、JR 海南駅を含む民間施設も指定されている。

【説明】

海南市は、指定緊急避難場所の指定を推進させるため、各地区に所在する公園、公民館、道路敷地、小・中・高等学校などの公共施設のほか、国家公務員合同宿舎、民間事業所の社員寮、マンション、病院、社寺仏閣等の宗教関係施設などの各施設(129 施設)を指定緊急避難場所に指定している。

指定緊急避難場所のうち、津波から命を守る建物として津波緊急避難ビルに指定された 32 施設における民間施設の指定状況をみると、次のとおりである。

- ①JR 海南駅(プラットフォーム)
- ②民間病院(恵友病院 6 階、石本病院屋上)
- ③マンション(4 階以上又は屋上)
- ④民間宿泊施設(和歌山プリンスイン海南 4 階以上)
- ⑤民間事業所社員寮(屋上)

・ JR 駅を避難場所として指定している例 (JR 海南駅)





・民間宿泊施設を避難場所に指定している例（和歌山プリンスイン海南）



(注) 写真は当局が撮影したもの。

図表 1－(1)－⑨ 民間施設を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定している例

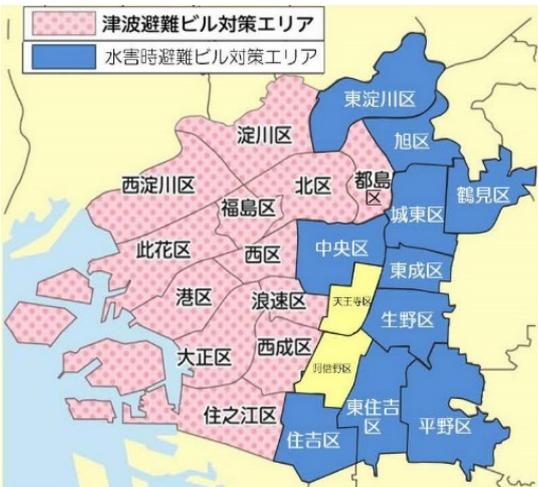
件名	民間施設を指定緊急避難場所や指定避難所に指定	市町名	大阪市
<p>【概要】</p> <p>大阪市は、公共施設だけではなく、民間施設（民間事業場、社寺、私立学校等）を指定緊急避難場所や指定避難所に指定している。</p>			
<p>【説明】</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p>大阪市は、平成 25 年法改正を受け、避難できる災害の種類（地震、津波、洪水、大規模火災）を区分し、次のとおり、指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所及び津波避難ビル・水害時避難ビル）の指定を行っており、公共施設以外にも、民間事業者や寺社等の協力を得て、民間施設を指定緊急避難場所に指定している。</p> <p>(1) 広域避難場所</p> <p>大阪市は、大規模火災が発生し、延焼拡大した場合の避難先として、火災に対して安全な大きな公園などを広域避難場所に指定している（平成 29 年 12 月 1 日時点の指定箇所数は 15 か所）。</p> <p>(2) 一時避難場所</p> <p>同市は、地震時等の一時的な避難先として、市内 24 区において、区内の公園や広場、学校の運動場などを指定している（平成 29 年 12 月 1 日時点の指定箇所数は 1,419 か所）。</p> <p>各区は、区内の実情に応じ、市立学校や市管理の公園等の公共施設以外にも、民間事業者、私立学校、寺社等の協力を得て協定を締結し、避難場所となる民間施設の確保を進めている。</p> <p>【主な民間施設の例】</p> <p>民間事業者のグラウンド（此花区など）、社寺（天王寺区）、私立学校（北区、天王寺区、西淀川区、東淀川区、生野区、城東区、阿倍野区、東住吉区など）など</p> <p>(3) 津波避難ビル・水害時避難ビル</p> <p>同市は、津波や洪水（河川氾濫）時の緊急的な避難先として、津波避難ビル・水害時避難ビルを指定しており、市内 24 区のうち、東日本大震災や大阪府による南海トラフ地震の津波浸水想定結果を踏まえて津波避難ビル対策エリア（津波避難ビル確保の対象区）に定めた 12 区（右図参照）及び水害時避難ビル対策エリア（水害時避難ビル確保の対象区）に定めた 10 区（右図参照）において、区内の堅固な高層建物の 3 階以上の階などを指定している。</p> <p>各対策エリア内の各区では、市立学校や市営住宅等の公共施設以外にも、民間事業者、私立学校、社寺等の協力を得て協定を締結し、津波避難ビル・水害時避難ビルとなる民間施設の確保を進めており、表 1 のとおり、津波避難ビル・水害時避難ビル（棟数）の 23%が民間施設となっている。</p>			<p>図 津波避難ビル対策エリア及び水害時避難ビル対策エリア</p>  <p>(注) 大阪市の HP から転載した。</p>

表1 津波避難ビル・水害時避難ビル確保状況（平成29年12月1日時点）

（単位：棟数（棟）、％）

対策エリア 施設区分	津波避難ビル対策 エリア（市内12区）	水害時避難ビル対策 エリア（市内10区）	合 計
公共施設（A） （A / C）	1,030 （64.2）	1,106 （94.7）	2,136 （77.0）
民間施設（B） （B / C）	575 （35.8）	62 （5.3）	637 （23.0）
合 計（C）	1,605 （100.0）	1,168 （100.0）	2,773 （100.0）

（注）1 大阪市HPの公表資料に基づき、当局が作成した。

2 津波避難ビル・水害時避難ビルとして確保しているが、法第49条の4に基づく指定緊急避難場所に指定していない施設を含む。

また、施設の棟数を計上しているため、法第49条の4に基づく指定緊急避難場所の指定か所数とは一致しない。

3 民間施設には、地域住民が独自に確保している津波避難ビル（津波避難ビル対策エリア内の3区における78棟）は含まない。

2 指定避難所

大阪市は、災害時に自宅で生活できなくなった市民が一定期間滞在し避難生活を送る施設として、学校の体育館等を指定避難所（災害時避難所。以下同じ。）に指定している。また、同市は、同市地域防災計画において、指定避難所を確保するに当たり、公共施設のほか、民間施設の活用も検討することを定めており、市内各区では、公共施設以外にも、民間事業者や寺社等の協力を得て、指定避難所に指定できる民間施設を確保している。

同市における指定避難所の施設種別の内訳をみると、表2のとおり、民間施設35か所を指定避難所に指定している。

表2 指定避難所の施設種別内訳数（平成29年12月1日時点）

（単位：か所）

指定避難所数	施設種別内訳		
	公共施設	民間施設	民間施設の種類等
547	512	35	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業所 2（此花区など） ・ 私立学校等 30（北区、淀川区など） ・ 社寺等 3（中央区など）

（注）1 大阪市HPの公表資料による。

2 公共施設には、大阪市所管以外の公共施設（例：府立学校等）を含む。

【写真（当局撮影）】指定緊急避難場所や指定避難所に指定されている民間施設の例

指定緊急避難場所（水害時避難ビル）及び指定避難所に指定されている社寺
（本願寺津村別院（北御堂））



図表 1－(1)－⑩ 府県の支援学校を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定している例

件名	市内に所在する府県の支援学校を避難所等に指定	市町名	大阪市 姫路市
----	------------------------	-----	------------

【概要】

大阪市及び姫路市は市内に所在する府県の支援学校を、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定している。

【説明】

大阪市及び姫路市は、避難所等の確保のため、対象となる施設の候補を幅広く検討しており、公立の小中学校に加えて、府県の施設であり収容能力も整う支援学校を、次表のとおり指定している。

表 指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている支援学校（大阪市及び姫路市）

市名	支援学校名	住所	指定状況
大阪市	大阪府立中央聴覚支援学校	大阪府中央区上町 1-19-31	指定緊急避難場所及び指定避難所双方に指定 ※大阪府立光陽支援学校は指定避難所のみ指定
	大阪府立大阪北視覚支援学校	大阪府東淀川区豊里 7-5-26	
	大阪府立東淀川支援学校	大阪府東淀川区東中島 3-5-22	
	大阪府立生野支援学校	大阪府生野区巽東 4-2-47	
	大阪府立思斉支援学校	大阪府旭区大宮 5-11-7	
	大阪府立光陽支援学校（※）	大阪府旭区新森 6-8-21	
	大阪府立東住吉支援学校	大阪府東住吉区矢田 5-1-22	
姫路市	兵庫県立姫路聴覚特別支援学校	姫路市本町 68-46	指定緊急避難場所及び指定避難所双方に指定
	兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校	姫路市苫編 688-58	
	兵庫県立姫路特別支援学校	姫路市四郷町東阿保 476-1	

(注) 本表は、大阪市 HP での公表資料及び姫路市の地域防災計画に基づき、当局が作成した。

大阪市：写真は大阪府立思斉支援学校



(注) 写真は当局が撮影したもの。

姫路市：写真は兵庫県立姫路特別支援学校



(注) 写真は姫路市提供

図表 1-(1)-⑪ 行政区画（市町）を越えて指定緊急避難場所を指定している例

件名	豊中市に所在する施設を指定緊急避難場所に指定	市町名	大阪市
<p>【概要】</p> <p>大阪市は、隣接する豊中市に立地する「神崎川日光ハイツ」を指定緊急避難場所（津波避難ビル・水害時避難ビル）に指定している。</p>			
<p>【説明】</p>  <p>(注)「大阪市淀川区防災マップ」に当局が加筆。</p> <p>大阪市は、隣接する豊中市に立地する7階建てマンション「神崎川日光ハイツ」を指定緊急避難場所（津波避難ビル・水害時避難ビル）に指定している。同市は、「神崎川日光ハイツの所在する区画は豊中市に属するものの、①豊中市の他の地域と神崎川を隔てて分断されていること、②当市と地続きとなっていることなどから、災害発生時、当該区画及びその周辺地域において多数の大阪市民が避難を要する、という事態が生じることも十分考えられる。そのため、当市は、当該地域に『大阪市としての指定緊急避難場所』を設ける必要があると判断し、神崎川日光ハイツの管理者と協定を締結の上、これを指定するに至った。」としている。</p>			

件名	和歌山市に所在する私立中学・高等学校を指定緊急避難場所に指定	市町名	海南市
----	--------------------------------	-----	-----

【概要】

海南市は、隣接の和歌山市に所在する「智辯学園和歌山中学・高等学校」を指定緊急避難場所(津波避難場所)に指定している。

【説明】



(注)「海南市津波避難経路マップ」に当局が加筆。

海南市は、指定緊急避難場所となり得る施設の選定を幅広く行っていた中で、同市に隣接の和歌山市冬野に所在する智辯学園和歌山中学・高等学校に対して、指定緊急避難場所への指定方針を打診したところ、理解が得られたことから、協定の締結など所要の手続を経て指定に至ったものであるとしている。

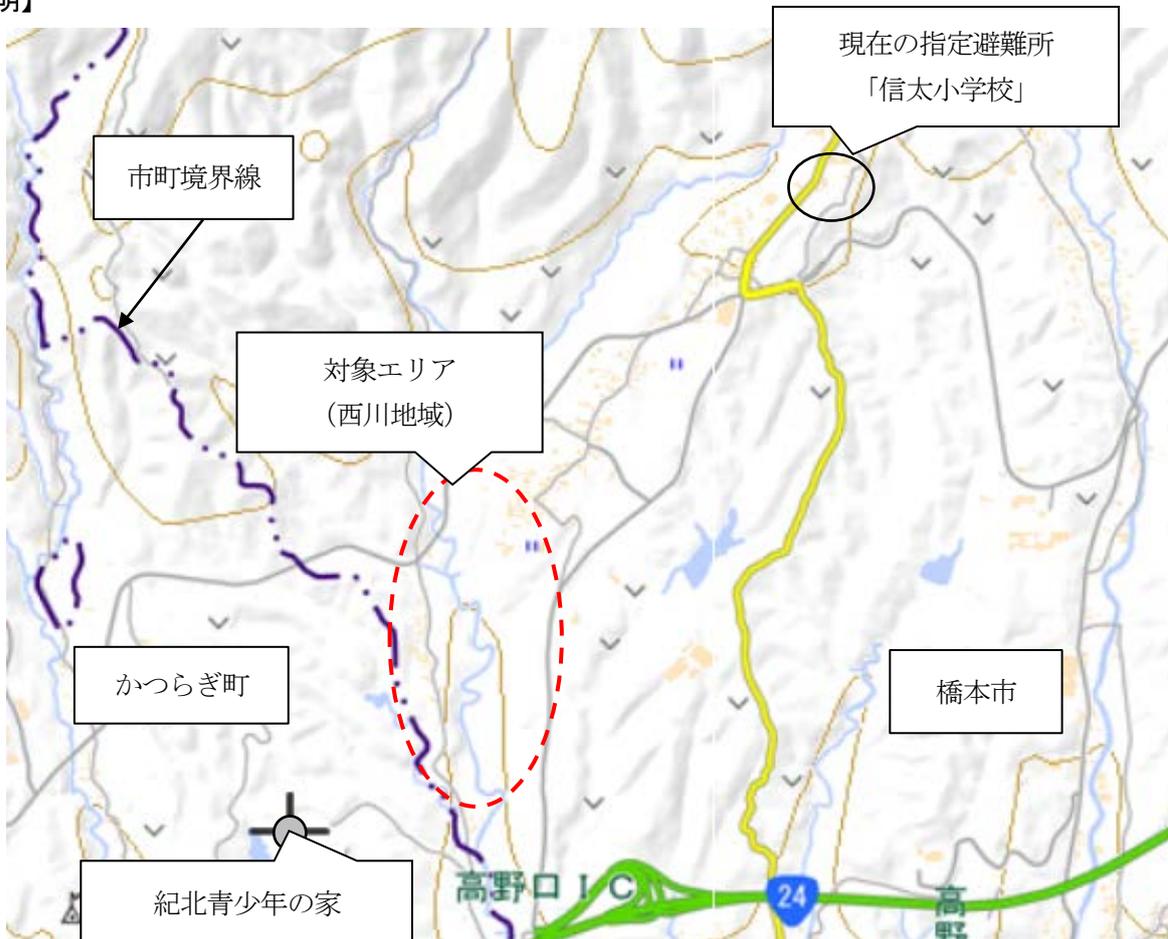
なお、同市は、同学園は行政区画を越えた市外に所在する施設であるが、一部敷地が海南市内の住所地であることもあり、同市が指定緊急避難場所に指定するに当たって、和歌山県への支援要請や和歌山市との協議等を実施する必要はなかったとしている。

件名	かつらぎ町に所在する「和歌山県立紀北青少年の家」を指定緊急避難場所指定する方向で調整中	市町名	橋本市
----	---	-----	-----

【概要】

橋本市は、隣接する伊都郡かつらぎ町に所在する「和歌山県立紀北青少年の家」において、橋本市民の避難を受け入れられるよう、同市の指定緊急避難場所に指定する方向で調整中である。

【説明】



(注) 国土地理院の地図に当局が加筆。

橋本市は、隣接する伊都郡かつらぎ町に所在する「県立紀北青少年の家」を、指定緊急避難場所に指定する方向で、調整中であるとしている。

同市の北西部に位置する西川地域においては、市立信太小学校が指定避難所に指定されているが、同地域は和泉山脈の麓に当たり、当小学校までは、山すそや谷越えの上り勾配の道のりが続く上、その距離も長い。そのため地元では、地震発生時や出水時には、当避難所への避難が困難であることが懸念され、他市域に立地するものの、より近接し避難が容易である「県立紀北青少年の家」を避難所として利用したい旨の要望が3、4年前から出ていた。

これを受けて、橋本市は、「県立紀北青少年の家」を同市の指定緊急避難場所に指定する方向で、現在、当該施設（及び県施設所管部局）、かつらぎ町、県防災部局と調整を進めており、口頭では、いずれの機関からも指定に理解が示されているとのことで、今後、指定手続を進める予定であるとしている。

図表 1－(1)－⑫ 行政区画（市町）を越えて指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している例

件名	大阪府池田市に所在する市立中学校を指定避難所等に指定	市町名	伊丹市
----	----------------------------	-----	-----

【概要】

伊丹市は、隣接する大阪府池田市の「池田市立北豊島中学校」を自市の指定避難所等に指定している。

【説明】



(注)「伊丹市防災マップ」に当局が加筆。

伊丹市は、隣接する大阪府池田市に立地する「池田市立北豊島中学校」を、指定緊急避難場所及び指定避難所(以下「指定避難所等」という。)に指定している。

同市は、市域の東端を猪名川が、西端を武庫川が流れ、この二つの大きな河川に挟まれた地形であるが、同市下河原1丁目、2丁目、3丁目地区は、猪名川を越え、左岸の大阪府池田市に接している。

下河原1丁目、2丁目、3丁目地区においては、共同利用施設「下河原センター」が指定避難所等に指定されているが、①規模が小さいこと、②地震災害には不適とされていること、③同センター以外の指定避難所等を利用するには、一級河川の猪名川を渡る必要があることなどから、伊丹市は、地続きである池田市立北豊島中学校を指定避難所等に指定している。

なお、池田市と伊丹市との「災害時等における避難者の受け入れに関する協定書」は、平成18年12月13日に締結されている。

本協定書の主な規定内容は、次表のとおりである。

表 協定書規定内容（伊丹市・池田市）

項目	規定内容
目的等	池田市は、災害時等において伊丹市から要請があった場合、伊丹市が指定する下河原1丁目、2丁目、3丁目の区域に居住する住民の避難受入れを行い、当該区域住民の安全確保を図る。
避難施設	池田市立北豊島中学校（その他状況により池田市が指定する施設）
住民周知	災害時等において当該地域の住民が利用する避難施設及び区域の周知は伊丹市が行う。
避難所運営	伊丹市は、避難所の運営に当たり、担当職員を派遣し避難者名簿の作成及び管理を行うとともに、池田市の職員と協力して避難所の健全な運営に努める。 池田市が避難者に提供する支援は、原則として、食料及び生活物資とする。
経費負担	池田市において避難者受入れに伴い生じた経費は、原則として、伊丹市の負担とする。

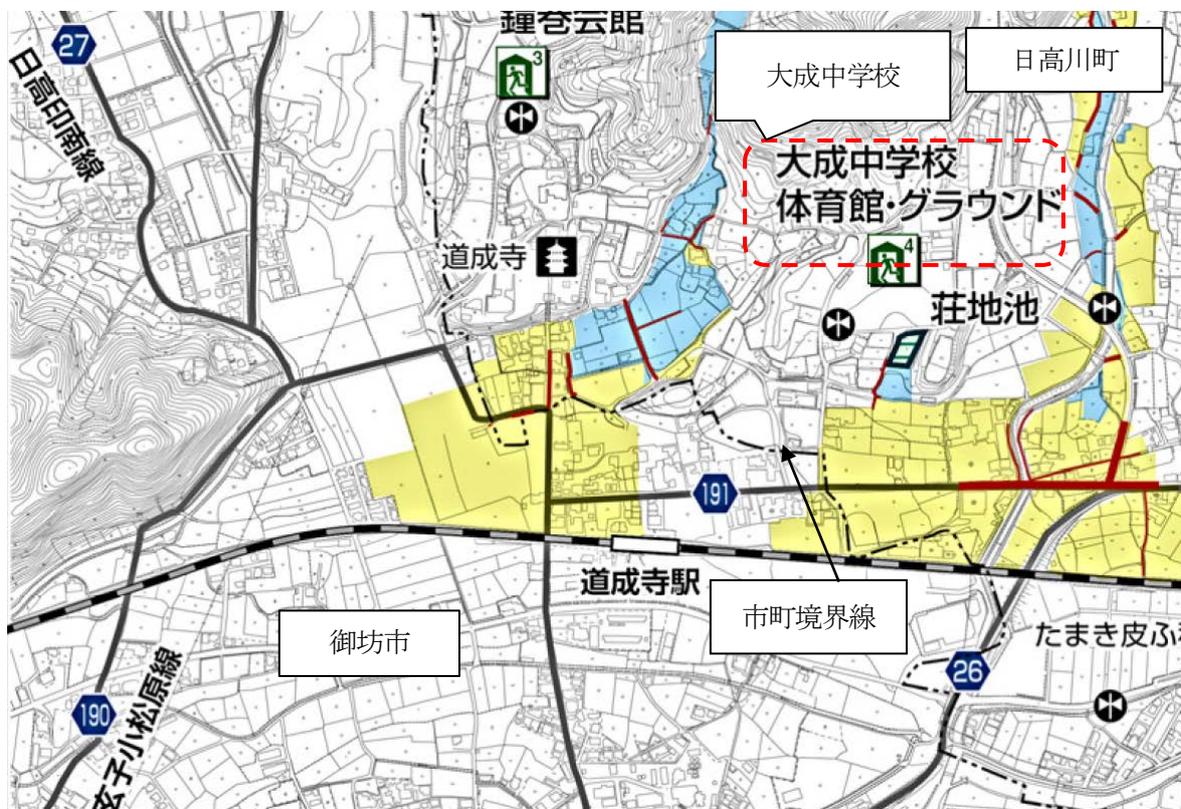
（注）本表は、伊丹市地域防災計画に基づき、当局が作成した。

件名	日高川町に所在する中学校を避難所等に指定	市町名	御坊市
----	----------------------	-----	-----

【概要】

御坊市は、隣接する日高郡日高川町に立地する「大成中学校」を自市の指定緊急避難場所及び指定避難所に指定している。

【説明】



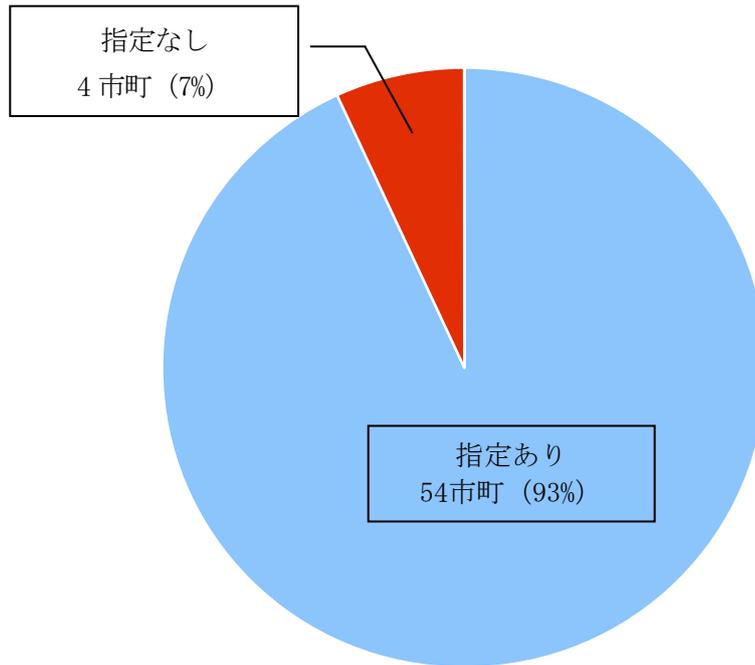
(注)「日高川町ため池ハザードマップ」に当局が加筆。

御坊市は、市立小学校、中学校、地区の集会所等計 49 か所の市内施設のほか、同市に隣接する日高郡日高川町に立地している大成中学校を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定している。

大成中学校は、従前は御坊市と日高郡川辺町（同町は、平成 17 年 5 月 1 日に中津村、美山村と合併し日高川町となる。）との境界線上に位置し、御坊市川辺町学校組合立として設置されていた。その後、同中学校は、現在の場所（日高川町大字土生 1228-2）に移転し新しい校舎となったが、引き続き、御坊市日高川町学校組合立として、御坊市の一部及び日高川町の一部区域を校区としており、現在も御坊市の中学生の中には同中学校に通学する者もいる。

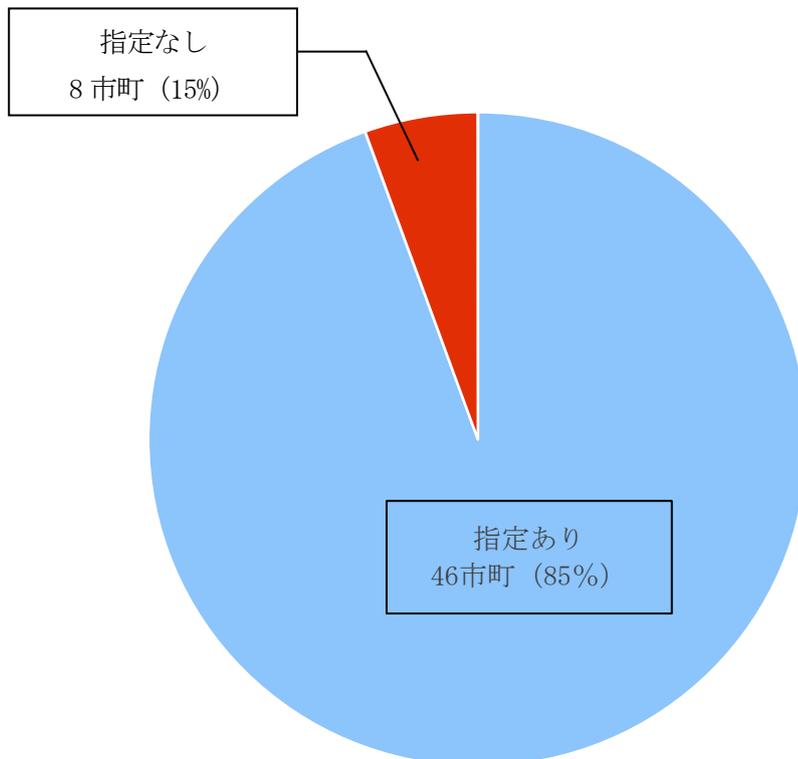
このようなことから、御坊市では、災害発生時の市民の避難を確保するため、御坊市立の小・中学校と同様に、大成中学校も自市の避難所として指定している。同市は日高川町と協定書の締結を経ることなく、同中学校を 2 市町共通の指定避難所として利用することとしている。

図表 1－(1)－⑬ 指定避難所の指定状況



(注) 当局が 58 市町に書面調査した結果による。

図表 1－(1)－⑭ 福祉避難所の指定状況



(注) 1 当局が 58 市町に書面調査した結果による。
2 書面調査を実施した 58 市町のうち、指定避難所の法指定をしている 54 市町における福祉避難所の指定状況である。

図表 1－(1)－⑮ 福祉避難所を確保するための取組工夫をしている例

件名	紀美野町に所在する施設を福祉避難所に指定	市町名	海南市
<p>【概要】 海南市は、隣接する紀美野町に所在する介護老人福祉施設「やすらぎ園」を福祉避難所に指定している。</p>			
<p>【説明】</p> <p>(注) 国土地理院の地図に当局が加筆。</p> <p>海南市は、高齢者が増加していること等を踏まえ、福祉避難所の指定を推進するために、社会福祉法人等が運営する 15 施設を福祉避難所の候補施設としてリストアップし、現在、11 施設（市内施設 10、市外施設 1）を指定している。</p> <p>指定済み 11 施設のうち、介護老人福祉施設「やすらぎ園」は、海南市に隣接する紀美野町に所在する施設であるが、付近を国道 370 号及び県道 169 号が通過しており、海南市内との往来が容易な場所に位置していることから、当施設と協議を重ねた後に協定を締結し、平成 25 年度に指定に至っている。なお、市外に所在する施設の指定であったが、特別煩雑な手続等を要するということはなく、施設側も協力的であったとしている。</p> <p>また、他の 4 候補施設（特別養護老人ホーム、障害者支援施設、デイサービスセンター等）についても協定の締結に向けて、協議中又は協議予定としている。</p> <p>さらに、海南市は、福祉避難所の指定を一層推進するための取組として、特別支援学校を福祉避難所に指定することについての検討も始めている。同市は、「具体的な計画は未定であるが、特別支援学校は市外に所在し、その多くは県が設置しているものであるため、市単独での取組には限界もあり、県を中心とした関係機関による支援や協力が望まれる。」としている。</p>			

(2) 住民等への指定緊急避難場所及び指定避難所の周知状況

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>(指定緊急避難場所の周知)</p> <p>指定緊急避難場所の周知に関し、市町村長は、法第 49 条の 9 に基づき、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路等を記載した印刷物の配布等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。</p> <p>また、内閣府は、「緊急避難場所の指定手引き」において、指定緊急避難場所の居住者等に対する周知のための措置等に関し、表示方法について、居住者等への指定緊急避難場所への円滑な避難誘導や、当該避難場所の存在の周知・啓発のためには、そこへ至る避難経路も含めて、標識を設置することが有効であるとしている。</p> <p>さらに、指定緊急避難場所については、観光客をはじめとする滞在者を含めた居住者等に対し、その避難場所がどの災害に対応しているか一目でわかるようにする必要があるので、平成 28 年 3 月に災害種別図記号及び避難誘導方法についての日本工業規格(JIS)が制定されており、国は、都道府県防災部局に対して、「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」(平成 28 年 3 月 23 日付け事務連絡、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)、総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名通知)を发出し、①本通知について、市区町村や関係機関への周知を図ること、②避難場所等の案内板等の整備及び更新の際は、災害種別図記号を使い、「災害種別避難誘導標識システム(JIS Z8210)」の表示方法に倣い、表示すること、③表示の整備にあたり、表示整備にあたっての留意点(表示方法、設置にあたって留意点、夜間視認性の確保、地震を起因にして発生した災害への対応)に留意の上、整備すること、④避難場所等の標準表示方法の周知・普及を図ることに努めるよう求めており、上述の「緊急避難場所の指定手引き」では、指定緊急避難場所が災害の種類によって異なることについて、居住者等が正しく理解できるよう、各市町村においては、JIS に定められた図記号を用いてわかりやすい案内板等を整備するよう努める必要があるとされている。</p>	<p>図表 1-(2)-①</p> <p>図表 1-(2)-②</p> <p>図表 1-(2)-③</p>
<p>(指定避難所の周知)</p> <p>内閣府は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成 28 年 4 月改定 内閣府(防災担当))において、指定避難所の周知に関し、避難所を指定した場合は、広報紙等により地域住民に対し周知を図るとともに、防災の日等に年 1 回以上は広報を行うなど、広報活動の徹底を図ること、また、広報媒体の種類として、要配慮者に配慮した点字版、音声版、拡大文字版などを準備しておくことが望ましいこと。また、避難所として指定した施設については、住民に分かりやすく避難所である旨を当該施設に表示しておくことを示している。</p>	<p>図表 1-(2)-④</p>
<p>(福祉避難所の周知)</p> <p>内閣府は、上述の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、福祉避難所を指定した場合は、その施設の情報(場所、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等)や避難方法について、分かりやすいパンフレット等を作</p>	

<p>成したり、福祉団体・福祉事業所・医療機関とも連携を図ったりするなど、要配慮者やその家族を含む地域住民に対し周知することとしている。</p> <p>また、「福祉避難所ガイドライン」において、市町村は、あらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知し、特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図ることとし、i) 広報活動や訓練を通して、広く住民に福祉避難所について周知を図り、理解と協力を求める、ii) 福祉避難所は、一般の指定避難所で生活可能な避難者に対しては、対象としない旨についてあらかじめ周知しておくなど、実施にあたってのポイント・留意点が示されている。</p>	<p>図表 1-(2)-⑤</p>
<p>【調査結果】</p> <p>指定緊急避難場所及び指定避難所の周知について、大阪府、兵庫県及び和歌山県内の 58 市町に対する書面調査及び当該市町中 12 市に対する実地調査を行った結果は、次のとおりである。</p> <p>ア 周知方法、手段</p> <p>指定緊急避難場所及び指定避難所の周知方法についてみると、調査対象とした全ての市町で「市町ホームページへの掲載」、「ハザードマップ類の各戸配布」のいずれか、又は両方を実施し、それぞれの方法は、9 割以上の市町で実施していることが認められた。また、「市町広報誌(紙)への掲載」、「防災ハンドブック、防災ハンドブック等の各戸配布」及び「場所・施設の一覧(名称、所在地等)の各戸配布」といった方法での周知も行われている。</p> <p>また、福祉避難所の周知についてみると、8 割以上の市町で、ホームページに掲載、防災マップに所在を記載する等の方法で実施していることが認められた。</p>	<p>図表 1-(2)-⑥</p> <p>図表 1-(2)-⑦</p>
<p>(事例)</p> <p>今回、調査対象とした 58 市町のホームページに掲載されているもの、実地調査を実施した市町から資料提供のあったハザードマップ、防災ハンドブック等の印刷物について、その内容を見ると、次のとおり、多言語で印刷物を作成しているもの、やさしい日本語(注)表記を行っているもの等住民への周知に工夫を凝らしている事例がみられた。</p> <p>(注)「やさしい日本語」は外国人に分かりやすい日本語で、災害が起きたときに有効なことばとして考案されたもの。</p> <p>① ハザードマップ、防災ハンドブック等を多言語で作成 (西宮市、吹田市、富田林市、大阪市(都島区、住吉区)及び泉佐野市)</p> <p>② やさしい日本語で防災関係情報を作成 (大阪市(平野区、天王寺区、阿倍野区)及び富田林市)</p> <p>③ 点字版の防災マップ情報を作成 (大阪市(住吉区))</p> <p>④ 障害がある人たちの災害対応マニュアルを作成し、音訳 (大東市)</p>	<p>図表 1-(2)-⑧ ～⑪</p>
<p>イ 現地での掲示</p> <p>指定緊急避難場所及び指定避難所について、現地表示、案内誘導表示の実施状況を見ると、①案内誘導表示を行っているのは、指定緊急避難場所で 20 市町(約</p>	<p>図表 1-(2)-⑫</p>

37%)、指定避難所で 19 市町 (約 35%)、また、②現地表示を行っているのは、指定緊急避難場所 40 市町 (約 74%)、指定避難所で 43 市町 (約 80%) あり、一方、これらを実施していない市町では、①箇所数が多く予算確保が難しいこと、②設置場所の確保に苦慮すること、③災害種別避難誘導標識システムに沿って表示内容を検討中であることといった理由を挙げている。

(事例)

今回、実地調査を実施した市町の中には、指定緊急避難場所及び指定避難所の現地表示や案内誘導表示に関し、次のとおり、夜間の視認性確保に取り組んでいるもの、電信柱等の施設を利用し誘導表示に取り組んでいるもの等住民への周知に工夫を凝らしている事例がみられた。

- ① 太陽光パネル内蔵のコードレス LED 避難標識を設置 (御坊市)
- ② 夜間の視認性にも配慮した案内板、誘導表示板を設置 (大阪市)
- ③ 図記号等を採用した指定避難場所の表示板 (現地表示) を設置 (新宮市)
- ④ 「街区表示板」に最寄りの指定避難所も記載し案内 (箕面市)
- ⑤ 電信柱に市内 31 箇所の避難所に誘導する蓄光式の看板を設置 (泉佐野市)
- ⑥ 公共表示付き電柱広告で避難場所及び避難所を案内 (泉佐野市及び姫路市)
- ⑦ 一時避難所案内表示ステッカーを全コミュニティ掲示板に貼付 (伊丹市)
- ⑧ 緊急避難場所等を分かりやすく伝える工夫をした案内板を設置 (神戸市)
- ⑨ 地元工業高校の生徒が全拠点避難場所の表示看板を製作 (橋本市)

図表 1-(2)-⑬
～⑳

図表 1-(2)-① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）〈抜粋〉

(居住者等に対する周知のための措置)

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）

(災害に関する情報の伝達方法等を居住者等に周知させるための必要な措置)

第一条の八 法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に法第四十九条の九に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

図表 1-(2)-② 指定緊急避難場所の指定に関する手引き

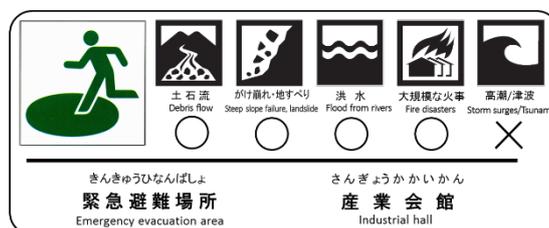
平成 29 年 3 月 内閣府（防災担当）〈抜粋〉

(4) 表示方法

先述のとおり、指定緊急避難場所を地域防災計画に位置づける際や、リストをホームページ等で公開する際などは、必ずしも地域における個別の呼称までを法律に合わせて「指定緊急避難場所」とすることを求めるものではなく、従来から各地方公共団体で使用している名称をもって表示することも可能である。ただし、その場合には、当該避難場所が法に基づく指定緊急避難場所であることについて、居住者等に十分に理解されていることが必要であり、周知に当たっては工夫・配慮する必要がある。

また、居住者等の指定緊急避難場所への円滑な避難誘導や、当該避難場所の存在の周知・啓発のためには、そこへ至る避難経路も含めて、標識を設置することが有効である。

指定緊急避難場所については、観光客をはじめとする滞在者を含めた居住者等に対し、その避難場所がどの災害に対応しているか一目でわかるようにする必要があるため、平成 28 年 3 月に災害種別図記号及び避難誘導方法についての日本工業規格（JIS）が制定された。これを受けて、都道府県（市町村や関係機関を含む）に対し、全国統一的に運用するよう周知がなされているところである。次頁にその図記号及び「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を使用した標識の記載例を示している。指定緊急避難場所が災害の種類によって異なることについて、居住者等が正しく理解できるよう、各市町村においては、JIS に定められた図記号を用いてわかりやすい案内板等を整備するよう努める必要がある。



標識システムにおける記載例

(注) 下線は、当局が付した。

図表 1-(2)-③ 「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」（平成 28 年 3 月 23 日付け事務連絡、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）、総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名通知）〈抜粋〉

(略)

Ⅱ：表示整備等にあたっての留意点

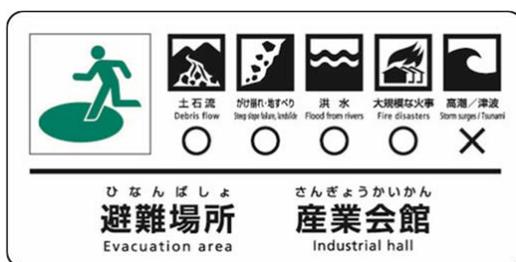
1. 表示方法について

標識表示にあたっては、今回制定された「標識システム J I S Z 9 0 9 8」の記載例を参考に、設置すること。特に、避難場所がどの災害に適しているか、又は適していないかを表示すること。

図記号の図案については、省略をすることなくそのまま活用すること。色使いなども J I S の規格に従うこと。（詳細は J I S Z 8 2 1 0 を参照）

外国語表記については、標識システムの記載例を参考とするとともに、災害種別の英訳は、J I S Z 8 2 1 0 の各図記号の表示事項の英訳を利用すること。

〈標識システム記載例〉



〈標識システム記載例：避難場所（津波避難ビル）と避難所を兼ねている場合〉



(略)

2. 設置にあたっての留意点

標識の設置にあたっては、「標識システム J I S Z 9 0 9 8 附属書 I」の留意事項にある

- ① 当該表示が目立つように設置すること
 - ② 標識がよく見え判読できるよう配慮すること。積雪地帯の場合、積雪時に判読できるように、例えば標識の高さなどを考慮すること
 - ③ 誘導標識を設置する場合は、適切な間隔で途切れることなく設置していくこと
 - ④ 標識の部材等は、設置環境に適合させることを念頭において選定すること
- などに留意して設置に努めること。

3. 夜間視認性の確保

災害が夜間に発生した場合、避難誘導表示に係る暗闇対策が必要であることから、「標識システム J I S Z 9 0 9 8 附属書 H」を参考に

- ① ソーラー電源機能など

② 蓄光機能

③ 再帰性反射機能 など

を備えたもので標識整備に努めること。なお、蓄光材料及び再帰性反射材料の性能及び試験方法については J I S Z 9 0 9 8 附属書 H 等に記載されているので、それらを参考にすること。

4 地震を起因にして発生した災害への対応

「地震」は、通常災害発生後に避難するケースが多く、その後、地震に起因して発生する津波、大規模な火事、地滑り・崖崩れなどを想定した避難が必要であることから、災害種別図記号に「地震」に関する図記号を設けていない。

他方で、地震の揺れの後に地震に起因して発生する災害を想定して、当該災害に対応した避難場所へ避難誘導させる必要がある。

このため、市民向けの周知にあたっては、地震に起因した災害が発生するおそれがあることを認識させるため、平常時から住民等に避難行動への理解に努めるよう、地方公共団体側から適切な情報提供を行うとともに、市民への教育（たとえば小・中学校、高等学校など児童・生徒など）・訓練に努める必要がある。

Ⅲ. 地方公共団体における災害種別図記号による表示方法の周知・普及活動の推進

避難場所については、災害の種類毎に異なることについて一般市民の理解促進が重要である。また、その避難場所がどの災害に対応しているか一目でわかる災害種別図記号が作成され、全国統一的に運用されることから、一般市民がこの図記号について知り、正しく理解することが必要である。

については、地方公共団体においては、災害種別図記号などに基づく案内板等の整備を進めるとともに、一般市民向けに避難場所は災害の種類により異なること、それを区別する災害種別図記号の周知・普及活動に努めること。

なお、国においても災害時における適切な避難行動について示していくとともに、避難場所が災害種別ごとに設置されていること、それらを一目で判別するための災害種別図記号を規定したことについて、周知・普及活動を実施する。

図表 1-(2)-④ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 28 年 4 月改定 内閣府（防災担当））〈抜粋〉

3 指定避難所の周知

(1) 避難所を指定した場合は、災対法第 49 条の 7 第 3 項に基づき、広報紙等により地域住民に対し周知を図るとともに、防災の日等に年 1 回以上は広報を行うなど、広報活動の徹底を図ること。その際、広報媒体の種類として、要配慮者に配慮した点字版、音声版、拡大文字版などを準備しておくことが望ましいこと。また、避難所として指定した施設については、住民に分かりやすく避難所である旨を当該施設に表示しておくこと。

(2) 福祉避難所を指定した場合は、その施設の情報（場所、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等）や避難方法について、分かりやすいパンフレット等を作成したり、福祉団体・福祉事業所・医療機関とも連携を図ったりするなど、要配慮者やその家族を含む地域住民に対し周知すること。その際、要配慮者が自分に合った避難所を選択できる状況となるように努めることが望ましいこと。

(注) 下線は、当局が付した。

3 福祉避難所の周知

3.1 福祉避難所の周知徹底

- 市町村は、あらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図る。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 災害対応機関や関係機関、医療・保健・福祉サービス提供機関・事業者等に周知を実施する。
- 広報活動や訓練を通して、広く住民に福祉避難所について周知を図り、理解と協力を求める。要配慮者とその家族に対しては、広報活動のほか、民生委員や保健師の活動、支援団体を通じて周知を図る。
- パンフレットやハザードマップ等を作成するにあたっては、点字、音声、イラストを用いたり、文字を大きくするなど、要配慮者が理解しやすいよう工夫を図る。
- 福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活可能な避難者に対しては、対象としない旨についてあらかじめ周知しておく。
- 災害規模や状況に応じて、また、支援者の到着が間に合わない等、福祉避難所の開設には「ずれ」が生じ、災害発生後初日に開設が間に合わないケースもあることを併せて周知する。

図表 1-(2)-⑥ 指定緊急避難場所、指定避難所の周知方法、手段

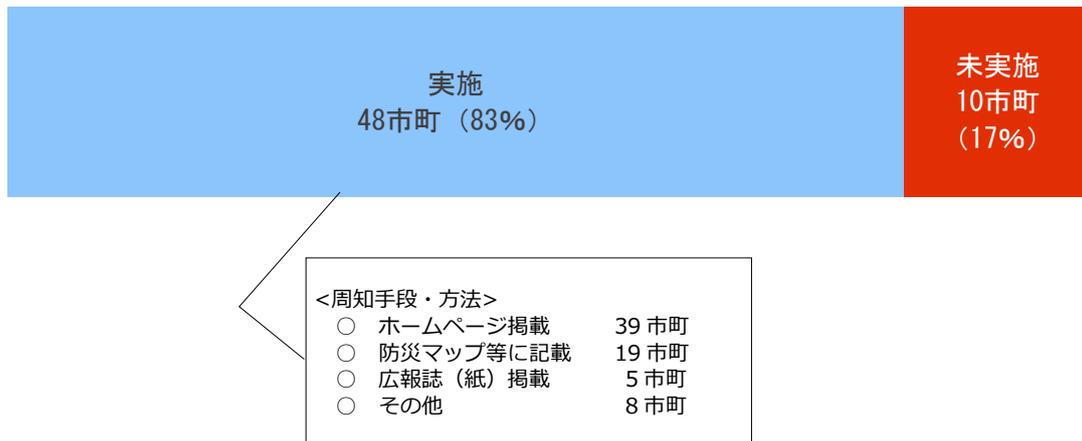
〔複数回答〕

周知方法・手段	実施市町数	割合
市町ホームページへの掲載	56	96.6 %
ハザードマップ類の各戸配布	53	91.4
市町広報誌(紙)への掲載	21	36.2
防災ハンドブック、防災ガイドブック等の各戸配布	16	27.6
場所・施設の一覧(名称・所在地等)の各戸配布	6	10.3

いづれか、又は両方を実施する市町の割合は100%

(注) 書面調査の回答を当局で集計した。

図表 1-(2)-⑦ 福祉避難所の周知の実施状況



(注) 書面調査の回答を当局で集計した。

図表 1-(2)-⑧ ハザードマップ、防災ハンドブック等を多言語で作成している例

件名	ハザードマップ、防災ハンドブック等を多言語で作成	市町名	泉佐野市 他
<p>【概要】</p> <p>今回、調査対象とした 58 市町の中には、ホームページ等で、ハザードマップや防災ハンドブックを、日本語以外に、英語、中国語及び韓国語で作成し、外国人も活用できるようにしているところがみられた。</p> <p>* 以下の事例は、一部市町の例である。</p>			
<p>【説明】</p> <p>1 泉佐野市</p> <p>泉佐野市は、大阪府が公表した津波や洪水、土砂災害などの危険箇所に加えて、津波などから迅速に避難し、生命・身体を守るための注意事項などを記載した「もしもの時の防災ガイド（防災マップ）」を平成 26 年 2 月に作成しており、これは、同市のホームページで閲覧、ダウンロードをすることが可能（市役所で配布も実施）である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 表面：もしもの時の防災ガイド・津波ハザードマップ ○ 裏面：洪水・土砂災害ハザードマップ <p>また、同市は、英語、中国語及び韓国語を併記した「もしもの時の防災マップ（表面）」、「防災マップ（津波ハザードマップ）（裏面）」も作成し、ホームページに掲載しており、図記号をもとに「広域避難地」、「一時避難地」、「避難所（建物）」、「福祉避難所」及び「津波時一時避難場所」の所在を確認できるほか、それら施設、場所がどのような場合に使用されるかをそれぞれの言語で説明している。</p> <div data-bbox="1002 613 1449 1317" style="text-align: right;">  <p>もしもの時の防災マップ 泉佐野市防災マップ (日・英・中・韓)</p> </div> <p>2 西宮市</p> <p>西宮市は、地震や津波、土砂災害、洪水などの自然災害に備えるため、「西宮市防災マップ」を作成し、全戸配布するとともに、同市のホームページにおいて、閲覧、ダウンロードが可能な状態としている。最新のものは、平成 28 年 10 月版で、地域に応じた災害の危険性を分かりやすく掲載するため、防災マップについては、「北部（洪水・土砂ハザードマップ）」、「南部「JR 神戸線より北」（洪水・土砂ハザードマップ）」、「南部「JR 神戸線より南」（洪水ハザードマップ）」の地域版に分かれ、津波ハザードマップは、全市版のみである。</p> <p>同市は、現行版ではないものの、平成 26 年 10 月版については、日本語版と同じ内容、構成で英語版、中国語版及び韓国語版の防災マップをそれぞれ作成し、外国人も活用できるようにしている。</p> <p>3 大阪市（都島区）</p> <p>大阪市都島区は、平成 29 年 7 月に、「防災マップ」及び「避難所等一覧」を作成しており、これらは、同区のホームページで閲覧、ダウンロードをすることが可能である。</p>			

また、同区は、この「防災マップ」及び「避難所等一覧」の英語版を、同様に同区ホームページに掲載しており、「一時避難場所」、「災害時避難所」及び「広域避難場所」の所在を地図上の図記号で確認できるほか、それぞれの場所、施設の設置目的・用途を英語で理解することができるものとなっている。

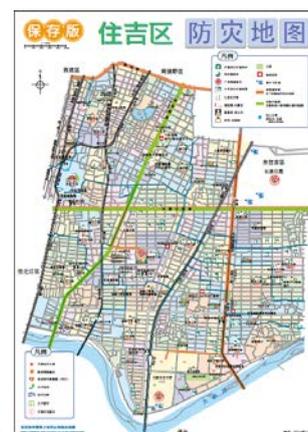


防災マップ 英語版

4 大阪市（住吉区）

大阪市住吉区は、外国人も活用できるよう、平成 29 年 2 月に、英語、中国語及び韓国語で同区外国語版「防災マップ」を作成しており、同区のホームページで閲覧、ダウンロードをすることが可能である。

本防災マップの表面には、区内の一時避難所や災害時避難所が掲載され、裏面には各避難所の連絡先、いざという時の連絡先が掲載されている。



防災マップ 中国語版

5 吹田市

吹田市は、災害時に備えての準備と、災害が発生した時にどうすればよいのかなどについてまとめた「防災ハンドブック」（平成 28 年 2 月）を作成し、保存版として住民等に配布している。同市のホームページをみると、このハンドブックは、日本語の他、英語、中国語及び韓国語でも作成し各ページの情報を閲覧、ダウンロードをすることが可能で、地区別の防災マップで、「一時避難地」、「広域避難地」、「避難所」、「福祉避難所」、「避難路（約 10m 以上の道路）」等の所在を確認することができるものとなっている。

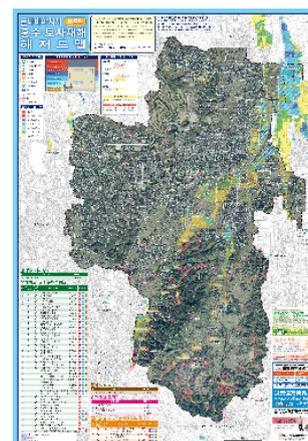


防災ハンドブック 表紙

6 富田林市

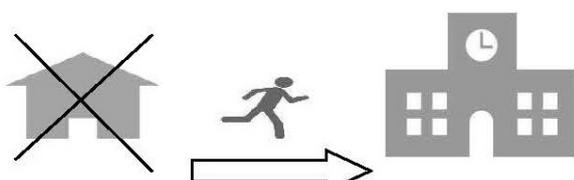
富田林市は、平成 29 年 8 月に土砂災害ハザードマップを更新しており、同市のホームページをみると、このマップについては、地図面及び啓発面とも、「やさしい日本語版」、「中国語版」、「韓国語版」及び「英語版」で閲覧、ダウンロードをすることが可能である。

地図面には、指定緊急避難場所、指定避難所の位置が図記号で示され、施設名等とともに、指定緊急避難場所及び指定避難所の一覧が施設名、電話番号、災害種別とともに記載されている。



ハザードマップ 韓国語版

図表 1-(2)-⑨ やさしい日本語で防災関係情報を作成している例

件名	やさしい日本語で防災関係情報を作成	市町名	大阪市平野区 他
<p>【概要】</p> <p>今回、調査対象とした 58 市町の中には、ホームページ等で、防災関係の情報をやさしい日本語で作成しているところがみられた。</p> <p>(「やさしい日本語」は外国人に分かりやすい日本語で、災害が起きたときに有効なことばとして考案された。)</p> <p>* 以下の事例は、一部市町の例である。</p>			
<p>【説明】</p> <p>1 大阪市（平野区）</p> <p>大阪市平野区は、同区のホームページに掲載する防災関係のお知らせについて、やさしい日本語で記載したページを設けている。</p> <p>当該ページで案内している主な事項は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震（じしん）から 体（からだ）を 守（まも）る 練習（れんしゅう） について ○ じしんや 台風（たいふう）について ききたいとき ○ 地震（じしん）が きたとき ～ やさしい 日本語（にほんご） での 案内（あんない） ○ 地震（じしん）や 台風（たいふう）から 逃（に）げるとき ○ 台風が来たとき～台風に備えましょう～（やさしい日本語による案内あり） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="236 1093 630 1361" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">★ 地震や 台風について「聞きたい!」とき ★</p> <p style="font-size: small;">地震や 台風について 聞きたい 又は、平野区役所まで 連絡してください。</p> <p style="font-size: small;">平野区役所の 職員が、みなさんの ところに 行って 話を します。</p>  <p style="font-size: x-small; color: red;">*地震や 台風が 来た とき、窓を 閉めてください!*</p> </div> <div data-bbox="646 1093 1045 1361" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: pink;">～ 台風が 来たとき～</p>  <p style="font-size: x-small;">台風が 来ると、強い 風が 吹きます。</p> <p style="font-size: x-small;">たくさんの 雨が 降ります。</p> <p style="font-size: x-small;">ガラスの 窓が 壊れる ことも あります。</p> <p style="font-size: x-small; color: red;">* 台風が 来たとき、どうするかを 調べて ください!</p> </div> <div data-bbox="1061 1093 1460 1361" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: lightblue;">～ 地震が 来たとき～</p>  <p style="font-size: x-small;">地震が 来ると、建物が 揺れます。</p> <p style="font-size: x-small;">大きな 地震の とき、建物が こわれます。</p> <p style="font-size: x-small;">火災が 来る ことも あります。</p> <p style="font-size: x-small; color: red;">* 地震が 来たとき、どうするかを 調べて ください!</p> </div> </div>			
<p>2 大阪市（天王寺区、阿倍野区）</p> <p>大阪市天王寺区及び同市阿倍野区は、それぞれ、やさしい日本語での避難所の案内をホームページに掲載している。</p> <p>両区とも、漢字には全てふりがなをふり、避難所について、災害〈地震・台風など〉のときに逃げるところと表現し、イラストとともに、学校などの災害時避難所、公園などの一時避難場所、広い公園などの広域避難場所の、それぞれ名称と住所の一覧表を掲載している。</p>			
<p style="text-align: center;">〈天王寺区イラスト〉</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">   </div>			

<阿倍野区イラスト>



3 富田林市

富田林市は、図表 1-(2)-⑧のとおり、平成 29 年 8 月に土砂災害ハザードマップを更新し、日本語版のほか、中国語版、韓国語版及び英語版を作成しているが、加えて、「やさしい日本語版」のハザードマップも作成している。

本マップの啓発面をみると、漢字には全てふりがなをふり、「大雨（雨がたくさん降ること）・洪水（雨が降って道に水がたくさんくること）の注意報・警報について」、「局地的大雨（ひとつのところにたくさん降る雨）から身を守るために」といったように、分かりやすく記載し内容を説明している。

ハザードマップ やさしい日本語版
(啓発面)



4 豊岡市

豊岡市は、「水害・土砂災害防災マップ」、「標高マップ」及び「記入用マップ」の 3 種類がセットとなった防災マップを作成している。

- 「水害・土砂災害防災マップ」…100 年に 1 回の大雨を想定して、堤防が決壊した場合の浸水状況等を示す。
- 「標高マップ」…地盤の高さを色分けして示す。
- 「記入用マップ」…自宅から避難場所への避難経路を記入する地図として活用する。

また、3 種類のマップの見方や活用方法を記載した

「活用の手引き」を作成し、NPO 法人にほんご豊岡あいうえおの協力を得て、在住外国人向けにやさしい日本語に書き換えた「活用の手引き」も作成し、いずれも市ホームページに掲載している。



防災マップセットと活用の手引き

図表 1-(2)-⑩ 点字版の「防災マップ情報」を作成している例

件名	点字版の「防災マップ情報」を作成	市町名	大阪市(住吉区)
<p>【概要】</p> <p>大阪市住吉区は、点字版「防災マップ情報」を作成している。</p>			
<p>【説明】</p> <p>大阪市住吉区は、同区が編集発行する「住吉区防災マップ（平成 29 年 3 月修正）」を、平成 29 年 3 月に、「視覚障がいの方にもご活用いただけるよう」住吉区点字版「防災マップ情報」として作成している。</p> <p>同区のホームページによると、掲載内容は、「地震に備えて」、「風水害に備えて」、「わが家の防災」、「助け合いの輪をひろげましょう」、「いざというときの連絡先」、「災害時避難所」、「一時避難場所」及び「広域避難場所」で、区役所において配布（電話申込み可）している。</p>			

図表 1-(2)-⑪ 障害がある人たちの災害対応マニュアルを作成し、音訳している例

件名	障害がある人たちの災害対応マニュアルを作成し、音訳	市町名	大東市
<p>【概要】</p> <p>大東市は、平成 29 年 4 月に、「障害がある人たちの災害対応マニュアル」を作成し、同市のホームページに掲載するとともに、併せて、当該マニュアルの音訳版を CD 化し障害者に配布するとともに、ホームページにも掲載し、音声情報を聴けるようにしている。</p>			
<p>【説明】</p> <p>大東市は、平成 29 年 4 月に、災害時に障害のある方々の日頃の備えや障害に応じた対応等について、「障害がある人たちの災害対応マニュアル」として取りまとめ、当該マニュアルを同市ホームページに掲載し、閲覧、ダウンロードが可能ないようにしている。</p> <p>本マニュアルには、「避難場所・指定避難所・福祉避難所」の説明や、視覚障害のある方、聴覚障害・言語障害のある方、肢体不自由のある方、内部障害・難病のある方、知的障害・発達障害のある方、精神障害のある方に分けて、対応の説明が掲載されている。</p> <p>また、本マニュアルについては、目の不自由な方に災害時の行動について理解してもらい、日頃からの災害への備えに活用してもらえよう、内容を音訳し、i) CD 化し障害者団体を通じて障害者個々に配布するとともに、ii) 市ホームページでも Windows Media Player で聴くことができるようにしている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="879 577 1115 936" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1182 577 1422 936" style="text-align: center;"> </div> </div> <p style="text-align: center;">障害がある人たちの 災害対応マニュアル (左：表紙、右：避難場所等の説明 下：音訳版 CD)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> </div>			

図表 1-(2)-⑫ 指定緊急避難場所、指定避難所の現地・誘導表示の実施状況

[複数回答]

区分	指定緊急避難場所		指定避難所	
	現地表示	案内誘導表示	現地表示	案内誘導表示
実施市町数	40	20	43	19
割合 (%)	74.1	37.0	79.6	35.2

(注) 未回答の4市町は集計から除いた。

図表 1-(2)-⑬ 太陽光パネル内蔵のコードレス LED 避難標識を設置している例

件名	太陽光パネル内蔵のコードレス LED 避難標識の設置	市町名	御坊市
<p>【概要】</p> <p>御坊市は、平成 27～29 年度に、市内の津波避難ビルや避難所に災害種別避難誘導標識システムに対応した看板表示を実施しており、これらは、夜間、停電時でも識別が可能なよう、ソーラー照明付（外照式・内照式）や反射式の仕様としている。特に、内照式看板は、太陽光パネルを内蔵し LED 照明で内側から照らす電気工事を必要としないタイプである。</p>			
<p>【説明】</p> <p>御坊市は、市域が海岸沿いに位置することもあって、風水害、土砂災害対策や地震、津波対策のいずれもが重要で、災害種別によって、利用できる施設と利用できない施設との区別も必要である。</p> <p>また、災害は、必ずしも在宅時に発生するとは限らないことから、同市は、市民に対して、3 か所（自宅、良く訪問する親戚・友人宅、よく利用する施設等々）以上のエリアについて、該当する避難場所及び避難所を確認するよう求めている。</p> <p>他方、ハザードマップなどの地図に避難場所及び避難所の所在を明記し、住民周知を図っているが、出前教室などでハザードマップのことを質問しても、ハザードマップを入れた封筒を見た記憶があるが、マップそのものは承知していないとするなど、なかなかその内容を理解してもらえない状況にあることから、「住民がすぐに分かるように」することが重要な課題であり、静岡県等の先進地域を視察した市会議員からも、避難場所及び避難所の表示等に関し各種の取組例の情報が提供されている。</p> <p>このような状況下、同市は、日頃から避難先を確認でき、発災時に迅速な避難の目印となるよう、平成 27～29 年度にかけて、夜間でも視認しやすい、①ソーラー電力照明付看板や、②反射式の看板を主要な避難先に設置を行っており、これらは、JIS 規格で制定されている図記号を用いた表示内容となっている。</p>			
<p>ア ソーラー電力照明付看板</p>			
<p>(ア) 外照式</p>			
<p>遠方からでも見通せるところには、支柱に表示看板を設置し、上部に付けた太陽光パネルで発電した電気を蓄電し、夜間、表示面を LED 照明で照らす方式</p>			
			
<p>「福祉センター」(指定避難所、指定緊急避難場所) 避難種別表示は、施設建物壁面取付け 〔当局撮影〕</p>		<p>「御坊中学校」(指定避難所、指定緊急避難場所) 既設の太陽光照明灯に看板を設置 〔広報ごほう 29 年 3 月号から転載〕</p>	
<p>(イ) 内照式〔簡易ソーラーパネル式〕</p> <p>標識看板内部にソーラーパネルを埋め込み、発電した電力を市販のニッケル・水素充電電池（単三）</p>			

で蓄え、夜間、低消費電力のLEDを光源として内照式で表示面全面を発光させるタイプで、サイズは、B3サイズより少し長めのh607mm×w352mm×d37mmである。

電気配線工事の必要がなく、支柱を設置せずとも壁面や柵などに設置することが可能で、設置・維持管理コストの低減に結び付くとのことである。

御坊市では、本タイプの避難場所標識及び避難誘導標識を、合計27台設置している。



「西日本電信電話株式会社御坊別館ビル」(指定緊急避難場所)
 (左)市道からの進入路沿いフェンスに設置した誘導案内
 (右)施設進入路横フェンスに設置した避難場所表示 [当局撮影]

「福祉センター」(指定避難所、指定緊急避難場所)
 国道沿いに支柱を設け設置した誘導案内 [当局撮影]



「財部会館」(指定避難所、指定緊急避難場所)
 施設入口の門柱に設置 (左)昼間、(右)夜間
 [メーカー提供写真]



「県立紀央館高等学校」(指定避難所、指定緊急避難場所)
 施設入口可動式柵に設置 (左)昼間、(右)夜間 [メーカー提供写真]

イ 反射式

夜間でも人目につくように、避難所壁面に反射材を使用した看板を設置。



「福祉センター」(指定避難所、指定緊急避難場所)
【当局撮影】



「財部会館」(指定避難所、指定緊急避難場所)
【広報ごぼう 29年3月号から転載】

図表 1-(2)-⑭ 夜間の視認性にも配慮した案内板、誘導表示板を設置している例

件名	夜間の視認性にも配慮した案内板及び誘導表示板を設置	市町名	大阪市
----	---------------------------	-----	-----

【概要】

大阪市は、住民の目につきやすいよう、広域避難場所案内板、広域避難場所への誘導表示板、指定避難所表示板及び指定避難所への誘導表示板の設置を推進し、これらは、ソーラー電源機能、蓄光機能、反射機能を有するものを使用するなど、夜間の視認性確保にも努めている。

【説明】

① 広域避難場所

大阪市は、大規模な火災が発生し、延焼拡大した場合の避難先として、火災に対して安全な規模の大きな公園などを「広域避難場所」として指定し、それぞれの広域避難所には、災害種別図記号を表示した案内板を設置している。



「広域避難場所案内板」(蒲生公園一帯)
避難場所、災害種別ピクトグラム入り [当局撮影]



「広域避難場所案内板」(大阪城公園)
災害種別ピクトグラムを追加貼付 [当局撮影]

また、同市は、これら広域避難場所までの安全な道路をあらかじめ避難路として指定しており、この避難路を中心に、広域避難場所への誘導標識を市内各所に設置している。



「広域避難場所誘導標識」
中央区大手前4(中央大通東向) [当局撮影]



「広域避難場所誘導標識」
中央区谷町安堂寺町2(谷町筋北向) [当局撮影]



「広域避難場所誘導標識」
城東区中央3(国道1号北向) [当局撮影]



「広域避難場所誘導標識」
中央区本町4(御堂筋北向) [当局撮影]

この誘導標識は、設置時期により仕様が異なり、古いものは、丸十字の図記号を用いているものも見られるが、いずれも、ソーラー電源機能や反射機能を有するものとし、夜間の視認性に配慮している。特に、最近設置したものについては、次写真にあるとおり、避難場所図記号、避難場所名・方向表示に加え、周辺の「一時避難所」、「収容避難所」、「避難路」などを示す地図（日英中韓の4カ国語表記）も掲示している。



「広域避難場所誘導標識」
東成区東小橋2（北向）〔当局撮影〕



標識板の下部には、周辺の「一時避難所」「収容避難所」「避難路」を示す地図が表示されている。4カ国語表記

② 災害時避難所（指定避難所）

大阪市は、浸水や建物の倒壊により、自宅で生活できなくなった市民が避難生活を送る災害時避難所（指定避難所）を、平成29年12月1日現在、市内に547か所指定し、これら災害時避難所には、避難場所ピクトグラムと災害時避難所の文字を蓄光材塗料で表示した案内板を設置している。



「災害時避難所案内板」〔大阪市HPより転載〕



「災害時避難所案内板」〔蒲生中学校〕〔当局撮影〕

同市は、本案内板について、新たに指定した避難所に新設する他、経年劣化したものの更新も行っており、新しいものは、全面蓄光タイプの案内板の設置を予定し、その効果等を確認するとしている。

また、一部の災害時避難場所（中央区）については、夜間点灯する避難所の図記号を表示したパネルを後付けで設置し、夜間、停電時の視認性をより高めている。

「災害時避難所案内板」横に
避難所図記号パネルを設置
（愛日会館）〔当局撮影〕



本パネルは、図表 1-(2)-⑬に記載した事例にある内照式〔簡易ソーラーパネル式〕のものと同じタイプのもので、標識看板内部のソーラーパネルで発電し、夜間、LED ライトを光源に内照式で表示面全面を発光させている。次写真にあるとおり、電気配線工事を必要とせず、容易に柵に設置することが可能である。

ちなみに、本パネルの大きさは、縦 360mm×横 360mm×厚 37mm である。



避難所図記号パネルを追加設置した災害時避難所
敷地角、上部のフェンスに設置し、複数方向、遠方からの視認が可能なように配慮
(左・中央：府立中央聴覚支援学校、右：市立東中学校) [いずれも当局撮影]

更に、同市は、指定避難所へ誘導するため、最寄りの指定避難所を案内する電柱巻誘導表示板を市内約 6,800 本の電柱に設置している。



「災害時避難所誘導電柱巻表示板」
(開平小学校) 【大阪市 HP より転載】



「災害時避難所誘導電柱巻表示板」
(中央聴覚支援学校) 【当局撮影】

図表 1-(2)-⑮ 図記号等を採用した指定避難所の表示板(現地掲示)を設置している例

件名	図記号等を採用した指定避難所の表示板(現地掲示)の設置	市町名	新宮市
----	-----------------------------	-----	-----

【概要】

新宮市は、平成 28 年度から、指定避難所の表示板(現地掲示)について、図記号等を採用した案内板への付け替えを実施

【説明】

新宮市は、JIS8210(案内用図記号)及び JISZ9098(災害避難誘導標識システム)が平成 28 年 3 月に改正され、「大規模な火事」の表示と図記号のほか、「適不適表示マーク」(災害の種別ごとに、避難する施設等として適しているか否かを「○」又は「×」で表示)が新たに加わったことを受け、これらを採用した指定避難所の表示板(現地掲示)の付け替えを平成 28 年度から実施している(全ての指定避難所【52 施設】は、29 年度で完了、指定緊急避難場所【84 か所】については、今後実施予定)。

また、同市は、JIS 案内図記号等の改正に伴って、案内板のサイズを従前の「40 cm×60 cm」から「80 cm×110 cm」に拡大し、より見やすいものとなるよう取り組んでいるが、サイズが大きくなったことにより、設置場所に苦慮する場合もあるとしている。

なお、同市は、表示内容に、【ここは「南海トラフ巨大地震」による「津波浸水想定」の浸水域外です。】又は【津波浸水想定」の浸水内です。】との記載を盛り込んでいる。



「指定緊急避難場所、指定避難所表示板」(三輪崎会館)
避難場所、津波避難ビル、避難所、災害種別ピクトグラム入り
〔当局撮影〕



「指定緊急避難場所表示板」(蓬菜公園築山)
津波避難場所、災害種別(高潮/津波)ピクトグラム入り
〔当局撮影〕

図表 1-(2)-⑯ 街区表示板に最寄りの指定避難所を記載し案内誘導している例

件名	街区表示板に最寄りの指定避難所を記載し案内誘導	市町名	箕面市
<p>【概要】</p> <p>箕面市は、電信柱に巻き付ける街区表示板に、最寄りの指定避難所を合わせて記載し案内誘導しており、その数は1,800本以上に上り、同市は、今後も、この整備を継続する予定である。</p>			
<p>【説明】</p> <p>箕面市は、市内に土砂災害危険区域などの危険な箇所もあり、災害発生時には、指定避難所に確実に市民が避難できるよう、指定避難所の周知について積極的に取り組む必要があり、この指定避難所の所在誘導案内を、i) 市内でよく目に付く場所に設置でき、ii) 箕面市を初めて訪れる人にも一見して理解しやすいものとなるよう、電信柱に設置する街区設置板に最寄りの指定避難所案内を合わせて実施する方法を採ることとしている。</p> <p>同市は、関西電力㈱及び西日本電信電話㈱との間で電柱巻設置に関する契約を締結の上、平成25年度から本取組を開始し、28年度末現在、市内1,815か所で、それぞれ最寄りの指定避難所(14か所)を案内誘導する電柱巻街区表示板を設置しており、今後、40年度までに全ての街区表示板の取付けを完了する予定である。</p>			
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p data-bbox="384 1458 798 1529"> 「街区表示板」に最寄りの指定避難所を記載 箕面市稲1丁目10(指定避難所: 中小学校) 【当局撮影】 </p> </div> <div style="text-align: center;">  <p data-bbox="1038 1585 1398 1657"> 設置前の「街区表示板」 箕面市石丸2丁目5(指定避難所: 萱野東小学校) 【当局撮影】 </p> </div> </div>			

図表 1-(2)-⑰ 電信柱に避難所に誘導する蓄光式の看板を設置している例

件名	電信柱に市内 31 か所の避難所に誘導する蓄光式の看板を設置	市町名	泉佐野市
<p>【概要】</p>			
<p>泉佐野市は、ライオンズクラブから寄贈を受け、市内 31 か所の災害時避難所への誘導看板を電信柱に設置しており、当該看板は、夜間でも光る蓄光式である。</p>			
<p>【説明】</p>			
<p>泉佐野市は、泉佐野中央ライオンズクラブの寄贈により、避難所の図記号、災害時避難所の文字（日英中韓の 4 か国語表記）をデザインした電信柱巻き誘導看板を平成 26 年度に設置し、市内 31 か所の災害時避難所へ市民を誘導するようにしている。</p>			
<p>なお、本誘導看板は、災害時にスムーズに避難できるよう、夜間でも光る蓄光式となっている。</p>			
<p>（注）設置当時、同市の災害時避難所は 31 か所であったが、その後、1 か所追加指定し、現在は、32 か所である。</p>			
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="347 846 639 1361" style="text-align: center;">  <p>「災害時避難所」誘導看板様式 〔広報いずみさの 平成 26 年 5 月号から転載〕</p> </div> <div data-bbox="874 916 1449 1294" style="text-align: center;">  <p>「災害時避難所」誘導看板 生涯学習センター 〔泉佐野市提供〕</p> </div> </div>			

図表 1-(2)-⑩ 公共表示付き電柱広告で避難場所、避難所を案内している例

件名	公共表示付き電柱広告で避難場所、避難所を案内	市町名	泉佐野市 姫路市
<p>【概要】</p> <p>電柱に広告を貼り付ける「巻付型広告」（以下、「電柱巻広告」という。）の広告面のうち、3分の1の面積を公共表示に充てた「公共表示付き電柱広告」で、避難場所、避難所の案内を実施</p>			
<p>【説明】</p> <p>関電サービス㈱は、平成 24 年度から、和歌山県御坊市を皮切りに、電柱巻広告に海拔表示や避難場所表示などを加えた「公共表示付き電柱広告」を実施している。</p> <p>この、公共表示付き電柱広告は、広告面の 3 分の 1 に海拔表示や避難場所表示などの防災情報を表示するもので、市(区)町村と関電サービス㈱との間で覚書（防災情報表示付き電柱広告に関する覚書）を締結し、その中で、提供する公共表示の種別（「海拔表示」、「避難場所・避難所」、「想定浸水深」）を市(区)町村ごとに特定している。</p> <p>広告主にとっては、通常より広告面の面積が小さくなるものの、i) 看板制作費が通常料金の 3 分の 2 であること、ii) 行政(防災)情報を合わせて掲出することで信頼性や好感度アップに結び付くことが考えられることといったメリットがある。</p> <p>また、行政側は、i) 公共表示内容に関連するデータを提供し、ii) ホームページ等で公共表示付き電柱広告を実施(開始)している旨の告知を行うことだけで、設置や維持管理に係る費用負担は必要としないといったメリットがある。</p> <p>ちなみに、関電サービス㈱によると、平成 29 年 9 月末現在で、約 40 市区町で 300 本の掲出実績があるとのことで、今回、ヒアリング調査を実施した市町の中にも、避難場所・避難所を案内する公共表示付き電柱広告を実施しているところがみられた。</p>			
<p>〔泉佐野市〕</p> <p>泉佐野市は、平成 25 年 10 月 18 日付けで、関電サービス㈱との間で「防災情報付き電柱広告に関する覚書」を締結し、防災情報付き電柱広告の掲出を行っている。</p> <p>防災情報として、海拔表示及び避難場所表示を行うこととし、「海拔表示」は電柱位置の海拔、「避難場所表示」は電柱位置に該当する避難場所の位置と名称を記載することとしている。</p> <p>関電サービス㈱によると、平成 29 年 9 月末現在、同市内には、①海拔表示：18 本、②避難場所表示：3 本の公共表示付き電柱広告が行われている。</p> <div data-bbox="831 1346 1289 1442" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>災害時避難場所「府立佐野工科高校」を案内する公共表示付き電柱広告 (泉佐野市高松東 1 丁目)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <div style="text-align: center;"> <p>近景</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">本写真は泉佐野市提供</p>			

〔姫路市〕

姫路市は、平成 25 年 12 月 10 日付けで、関電サービス㈱との間で、「防災情報付き電柱広告に関する覚書」を締結し、防災情報付き電柱広告の掲出を開始しており、防災情報としては、標高表示及び避難所表示を行っている。

姫路市及び関電サービス㈱によると、平成 29 年 9 月末現在、同市内には、①標高表示：10 本、②避難所表示：13 本の公共表示付き電柱広告が行われている。

市指定避難場所・避難所を案内する公共表示付き電柱広告 (左) 姫路市西庄甲、(中) 姫路市香寺町須加院、(右) 姫路市北条



本写真は関電サービス㈱HP 及びチラシから転載



本写真は、姫路市提供

図表 1-(2)-⑱ 一時避難所案内表示ステッカーを全コミュニティ掲示板に貼付している例

件名	一時避難所案内表示ステッカーを全コミュニティ掲示板に貼付	市町名	伊丹市
----	------------------------------	-----	-----

【概要】

伊丹市は、市内 172 か所に設置しているコミュニティ掲示板全てに、掲示板の外枠に一時避難所案内表示ステッカー（縦 10cm×横 30cm）を貼付し、当該箇所から最寄りの主な一時避難所までの距離や方角、行き方を地図で案内している。

【説明】

- 伊丹市は、各種行政情報の提供と地域の情報交換・伝達を図ることにより、コミュニティ活動の推進を図ることを目的に、市内 17 小学校区に、それぞれ 10 か所程度地元と協議の上、コミュニティ掲示板を計 172 か所に設置している。
- 同市は、①本掲示板が市内各地にくまなく設置されていること、②掲示板の掲示物等から情報を入手しようとする地域住民が多いこと等に着目し、この掲示板の下部外枠に、一時避難所案内表示ステッカー（縦 10cm×横 30cm）及び掲示板設置箇所の海拔を示す海拔表示ステッカー（縦 12cm×横 10cm）を貼付している。

〔一時避難所案内表示ステッカー〕

コミュニティ掲示板が設置されている箇所から、最寄りの主な一時避難場所までの距離や方角、経路を地図上に矢印表示している。



伊丹市 HP から転載



「広畑センター」（指定避難所、指定緊急避難場所（地震除く））
 共同利用施設「広畑センター」前に設置されたコミュニティ掲示板
 〔当局撮影〕

図表 1-(2)-⑳ 緊急避難場所等を分かりやすく伝える工夫をした案内板を設置している例

件名	緊急避難場所等を分かりやすく伝える工夫をした案内板の設置	市町名	神戸市
【概要】	神戸市は、平成 28 年度に全ての緊急避難場所及び避難所の案内板を更新し、多言語、やさしい日本語の使用、JIS 規格図記号表示等、表示内容を分かりやすく伝える工夫をしている。		

【説明】

神戸市は、平成 28 年度に、全ての緊急避難場所及び避難所の案内板を更新しており、これら案内板は、再帰性反射材を使用した夜間の視認性を高める仕様となっている。

また、表示内容を、①多言語を用いた表記とし、②やさしい日本語を使用し、③災害種別を JIS 規格のピクトグラムにより表示するなど、より多くの人に分かりやすく伝える工夫をしている。

（緊急避難場所）

- ・ 4 か国語で表記し、漢字にはふりがなをふる
- ・ 緊急避難場所を「災害で危ないときすぐ来る所」、災害別適不適表示を「この災害のときに使えます」といった説明文を加える
- ・ JIS で制定されている緊急避難場所、災害種別の図記号を表示
- ・ 本緊急避難場所の周辺を記載し、近隣の緊急避難場所（災害別適不適表示を含む）、避難所を図記号表示し、その所在を案内



「緊急避難場所案内板」（中央区「東遊園地」）〔当局撮影〕



「緊急避難場所案内板」（長田区「若松公園」）〔当局撮影〕

（避難所を兼ねた緊急避難場所）

- ・ 4 か国語で表記し、漢字にはふりがなをふる
- ・ 緊急避難場所を「災害で危ないときすぐ来る所」、避難所を「災害で家に帰れないとき少しの間生活できる所」、災害別適不適表示を「この災害のときに使えます」といった説明文を加える
- ・ JIS 規格で制定されている緊急避難場所、避難所、災害種別の図記号を表示



「避難所を兼ねる緊急避難場所案内板」（垂水区「垂水中学校」）〔当局撮影〕



「避難所を兼ねる緊急避難場所案内板」（東灘区「東灘小学校」）〔神戸市提供〕

図表 1-(2)-㉑ 地元工業高校の生徒が全拠点避難場所表示看板を製作している例

件名	地元工業高校の生徒が全拠点避難場所表示看板を製作	市町名	橋本市
----	--------------------------	-----	-----

【概要】

橋本市は、市内に所在する和歌山県立紀北工業高校に製作を依頼した金属製の「拠点避難場所」看板を全拠点避難所に設置している。

【説明】

橋本市は、平成 23 年度に、同市内に所在する和歌山県立紀北工業高等学校（橋本市神野々809、同市の拠点避難所に指定）の「地域の防災活動に貢献したい。」旨の申出を受け、同校には機械科があり金属加工を行うことが可能であることから、拠点避難場所表示看板の製作を依頼することとし、翌 24 年度、同市は予算措置を講じ看板の材料（計 50 枚、480 千円/材料費）を手当てし、同校の機械科の生徒が看板製作を担当、これを市内に 35 か所ある拠点避難所（指定避難所）全てについて、市職員が出向いて設置作業を行っている。

なお、本看板のデザインは、同校機械科の生徒によるもので、左上にある図柄は橋本市の市章である。



■拠点避難場所の看板が完成

紀北工業高校機械科の生徒の皆さんに作成をお願いしていた市内35カ所の拠点避難場所の看板が完成しました。11月27日、学校を代表して川口公敏さんと熊本紀明くんが市長室を訪れ、「工業高校として地域に貢献できる機会だったので気持ちを込めて作成しました」と、完成した看板を木下市長に手渡しました。



▲写真左から、木下市長、川口くん、熊本くん、澤田先生

広報はしもと

平成 25 年 1 月号

看板は、校門等の人目につきやすいところに設置し、拠点避難所の所在周知を図るとともに、看板を製作することによる防災意識の向上にも結び付いている。



小学校の校門横に設置した「拠点避難場所看板」
（市立境原小学校） [当局撮影]

ちなみに、橋本市と同校とは、この後も地域防災活動に資する連携が継続しており、平成 28 年度は、災害時協力井戸の樹脂製プレート（計 80 枚、37 千円/材料費）の製作が行われている。

災害時協力井戸プレート



7オトトピックス

災害時協力井戸プレートが寄贈されました

3月22日、紀北工業高等学校機械科の生徒7人から平木市長へ災害時協力井戸プレートが寄贈されました。

平木市長は「プレートを活用して市の災害時協力井戸制度を運用することで、大規模災害時に避難所で使うトイレや洗濯のための生活用水を速やかに手配できるので感謝しています」とお礼の言葉を述べました。

生徒たちも「プレート作成を通じて防災意識が高まりました」と頼もしく返答してくれました。



▲完成したプレートを手渡す生徒代表



▲市民の皆さんにもわかりやすいデザインになっています

広報はしもと

平成 29 年 5 月号

2 指定避難所等の円滑な運営に向けた取組状況

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>(避難所運営マニュアルの策定)</p> <p>市町村長等の災害応急対策責任者は、法第 86 条の 6 に基づき、災害が発生したときは、遅滞なく避難所を供与するとともに、避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。</p> <p>内閣府は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成 28 年 4 月改定 内閣府(防災担当)。以下「取組指針」という。)を策定し、平常時において求められる取組として、避難所の運営が円滑かつ統一的行なえるよう、「避難所運営ガイドライン」(平成 28 年 4 月 内閣府)を参考にするなどして、あらかじめ避難所運営の手引(マニュアル)(以下「避難所運営マニュアル」という。)を作成することなどを示している。</p> <p>(避難所運営訓練の実施)</p> <p>取組指針では、避難所運営マニュアルを作成し、関係機関の理解や協力を得て、平時から、地域住民も参加する訓練を実施することが必要とされている。</p> <p>また、避難所運営ガイドラインでは、避難所運営マニュアルの作成を推進するとともに、避難所運営訓練等の機会を通じて、避難者、地域住民、避難所派遣職員の役割について確認・周知をしておくこととされている。</p> <p>(アレルギー対応食料等の備蓄)</p> <p>取組指針では、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ化米等の白米と牛乳アレルギー対応のミルク等を備蓄することとされている。</p>	<p>図表 2-①</p> <p>図表 2-②</p> <p>図表 2-③</p> <p>図表 2-④</p>
<p>【調査結果】</p> <p>指定避難所の円滑な運営に向けた取組状況について、大阪府、兵庫県及び和歌山県内の 58 市町に対する書面調査及び当該市町中 12 市に対する実地調査を行った結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 避難所運営マニュアルの策定状況</p> <p>調査対象とした 58 市町のうち、避難所運営マニュアルを作成していないと回答した市町はなく、全市町(100%)が全避難所共通の汎用マニュアルを作成済みとしている。このうち、汎用マニュアルと併せて避難所単位の運営マニュアルを作成しているとする市町が 19 市町(33%) (一部の避難所において作成済み及び作成中と回答した市町を含む。)みられた。</p> <p>また、実地調査を行った 12 市では、次のような取組例がみられた。</p> <p>① 東日本大震災や熊本地震における避難所運営で得られた教訓等を踏まえてマニュアルを改訂している例(大阪市及び伊丹市)</p> <p>② 自主防災組織と連携して避難所単位のマニュアル作成に取り組んでいる例(茨木市及び海南市)</p>	<p>図表 2-⑤</p> <p>図表 2-⑥</p> <p>図表 2-⑦</p>

<p>(2) 避難所運営訓練の実施状況</p>	<p>図表 2-⑧</p>
<p>調査対象とした 58 市町のうち、避難所運営のための研修・訓練を実施していると回答した市町は 54 市町 (93%) であり、未実施とした市町は 4 市町 (7%) となっている。</p>	
<p>なお、避難所運営のための研修・訓練を未実施とした 4 市町は、次年度 (平成 30 年度) から実施予定、実施に向けて検討中、今後の検討課題などとしている。</p>	
<p>また、実地調査を行った 12 市では、次のような取組例がみられた。</p>	
<p>① 市主催の避難所運営訓練を実施 (茨木市及び伊丹市)</p>	<p>図表 2-⑨</p>
<p>② 地域主体の避難所運営訓練を実施 (大阪市及び茨木市)</p>	<p>図表 2-⑩</p>
<p>③ 避難所担当職員や地域住民に対する避難所運営訓練 (HUG) を実施 (西宮市及び伊丹市)</p>	<p>図表 2-⑪</p>
<p>④ 女性だけによる避難所運営訓練を実施 (茨木市)</p>	<p>図表 2-⑫</p>
<p>⑤ 円滑な避難所開設を検証するため、避難準備情報発令時に避難所を一斉に開設 (橋本市)</p>	<p>図表 2-⑬</p>
<p>⑥ 福祉避難所の運営訓練を実施 (大阪市、西宮市及び伊丹市)</p>	<p>図表 2-⑭</p>
<p>(3) アレルギー対応食料等の備蓄</p>	
<p>調査対象とした 58 市町のうち、食物アレルギー対応食料等を備蓄していると回答した市町は 53 市町 (91%)、備蓄していないとする市町は 5 市町 (9%) であった。</p>	<p>図表 2-⑮</p>
<p>食物アレルギー対応食料等を備蓄している 53 市町には、様々なアレルギーに対応するため、アルファ化米や粉ミルク以外に、おかゆ・リゾット、ようかん、備蓄パン、ライスクッキー、シチューを備蓄しているとする市町がみられた。</p>	<p>図表 2-⑯</p>
<p>(4) その他 (指定緊急避難場所に指定された施設の解錠方法の工夫例)</p>	
<p>津波は波高が高く、流速も早いいため、海岸に到達後も地上奥深くまで遡上する場合があります。津波発生時における地域住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があることから、調査対象とした 58 市町のうち、地震による津波が発生した場合に備え、指定緊急避難場所に指定された施設の一部に地震の揺れを感知・反応して自動開放される収納箱 (以下「地震自動解錠鍵ボックス」という。) を設置し、当該施設の鍵を保管している市町が 5 市町みられた。</p>	
<p>これら 5 市町のうち、実地調査を行った海南市及び新宮市は、指定緊急避難場所に指定した施設のうち、①津波到達までに津波浸水区域外に避難できない住民等が緊急に避難する建物として市が指定している津波浸水区域内にある津波緊急避難ビル 15 施設に地震自動解錠鍵ボックスを設置 (海南市)、②津波発生時及び津波発生のおそれがある場合に一時的又は緊急的に避難する津波一時避難施設として市が指定している小・中学校等の公共施設 17 施設に同装置を設置 (新宮市) しており、夜間や休日等に施設が施錠されていても、震度 5 弱以上の地震を感知したときに自動解錠される地震自動解錠鍵ボックスの内部に保管されている鍵を地域住民等が使用して速やかに施設内に避難できるようにしている。</p>	<p>図表 2-⑰</p>

図表 2-① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）〈抜粋〉

（避難所における生活環境の整備等）

第 86 条の 6 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

図表 2-② 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改定 内閣府（防災担当））〈抜粋〉

第 1 平時における対応

6 避難所運営の手引（マニュアル）の作成

(1) 避難所の運営が円滑かつ統一的行なえるよう、あらかじめ、「避難所運営ガイドライン」を参考にするなどして、避難所運営の手引（マニュアル）（以下「手引」という。）を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくこと。

なお、要配慮者に対する必要な支援についても明確にしておくこと。

(2) ページ数の多い手引は活用し難いこと。また、避難所のあらかじめ決められた運営責任者が被災することも想定し、市町村の避難所関係者以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう分かりやすい手引の整備が必要であること。

(3) 手引に基づき、関係機関の理解や協力を得て、平時から、避難所の運営責任予定者を対象とした研修や、地域住民も参加する訓練を実施すること。

図表 2-③ 避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月 内閣府（防災担当））〈抜粋〉

I 運営体制の確立（平時）

(1) 平時から実施すべき業務

3 初動の具体的な事前想定

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するための体制の確立が必要です。原則的には、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。発災後の運営体制をいち早く確立し、円滑な運営につなげるためには、市町村が主導し、避難所運営マニュアルの作成を推進し、さらに避難所運営訓練等の機会を通じて、避難者、地域住民、避難所派遣職員の役割について確認・周知しておきましょう。その際、女性の視点を取り入れることにより、より具体的な意見の反映が期待できます。

図表 2-④ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改定 内閣府（防災担当））〈抜粋〉

第 1 平時における対応

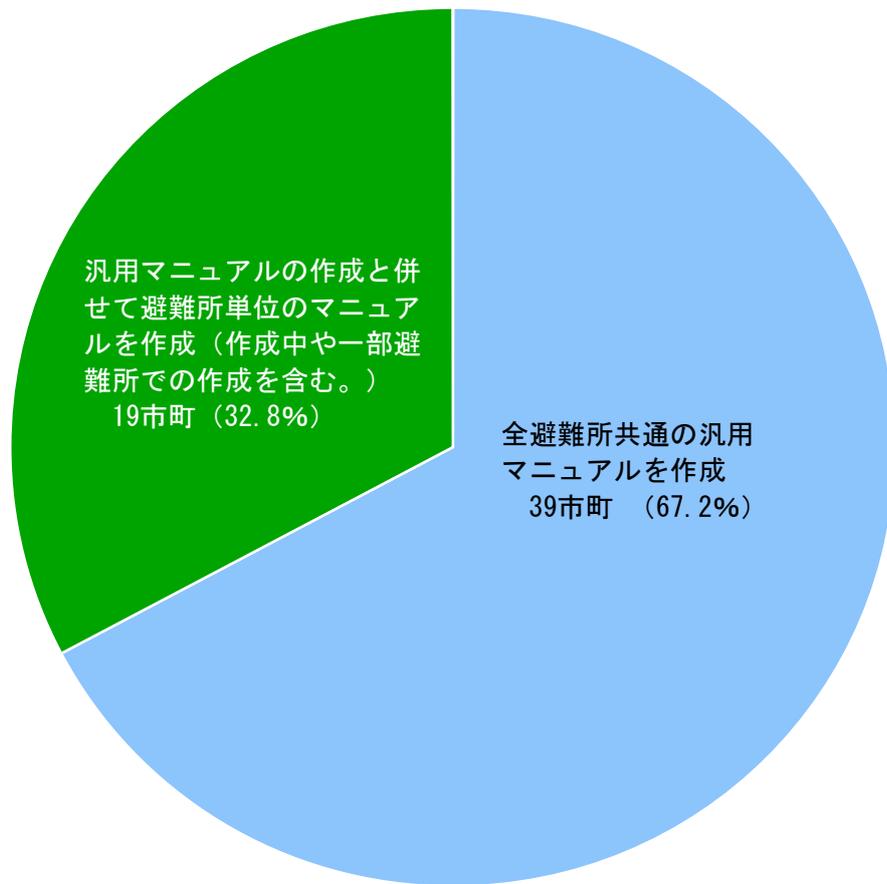
4 避難所における備蓄等

(1) 食料・飲料水の備蓄

避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に努めること。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファーマイ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。（以下略）

図表2-⑤ 避難所運営マニュアルの作成状況



(注) 当局が 58 市町に書面調査した結果による。

図表 2-⑥ 東日本大震災や熊本地震における避難所運営で得られた教訓等を踏まえてマニュアルを改訂している例

市町名	内 容 等
大阪市	<p>大阪市は、熊本地震の被災地における避難所運営支援に従事した同市職員の経験・ノウハウや東日本大震災の教訓を今後の避難所開設・運営に活用するための方策を検討の上、従前の避難所マニュアルを改訂し、平成 29 年 5 月に「避難所開設・運営ガイドライン」を作成し、各避難所で運営マニュアルを作成する際の指針を示している。</p> <p>同ガイドラインにおける主な改訂内容は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① タイムライン（避難所の開設～集約・閉鎖）の導入 発災後に被災者や関係者がどのように動くのかを時系列に記載 ② 東日本大震災以降の課題への対応 <ol style="list-style-type: none"> i 車中泊と在宅避難 エコノミークラス症候群対策等、車中泊避難者への対応を記載するとともに、車中泊避難者・在宅避難者の状況把握が難しいことから、避難所への申出を行ってもらうことなどの対応を記載 ii 女性等の視点 男女のニーズの違い等に配慮した避難所運営を行うため、避難所運営委員会への女性参画やトイレ等への配慮等について記載 iii 要配慮者への対応の充実 避難所での生活や情報提供について特別な配慮が必要な要配慮者への対応として、室内への優先的避難やアレルギー対応、手話によるコミュニケーション対応等、記載内容を充実 iv ペット問題 避難所におけるペット同行の注意点や運営ルールの作成方法等を記載
伊丹市	<p>伊丹市は、災害時には行政による公助にも限界があり、実際の避難所運営などには、地域住民の協力が不可欠となるため、住民による自主的な避難所運営を目的に誰にとっても分かり易い内容となるよう従前の避難所運営マニュアルを見直し、平成29年3月に「伊丹市避難所運営マニュアル」（本編・様式編及び概要版）を作成している。</p> <p>上記マニュアルは、東日本大震災や熊本地震における避難所運営で課題とされた女性に対する配慮などの教訓を踏まえ、要配慮者に優しく、男女共同参画の視点にも配慮した避難所づくりを目的に避難所の開設から閉鎖までの流れを盛り込んだ内容となっている。</p>

図表 2-⑦ 自主防災組織と連携して避難所ごとの運営マニュアルの作成に取り組んでいる例

件 名	自主防災組織と連携し、避難所ごとの運営マニュアルの作成を開始	市町名	茨木市
<p>【概要】</p> <p>茨木市は、平成 29 年度から、市内 75 か所の指定避難所ごとの運営マニュアルを作成する取組を開始している。</p> <p>同市は、同年度に全避難所の基本的なマニュアルのひな型を作成の上、モデル避難所に選定した 3 避難所のマニュアルを実際に作成した後、30 年度以降、計画的に避難所ごとのマニュアル作成を進める予定である。</p>			
<p>【説明】</p> <p>1 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>茨木市は、市内 75 か所の施設を指定避難所に指定しており、次の考え方により、地域住民による同市自主防災組織連絡会の協力を得て、平成 26 年 12 月に「避難所運営マニュアル -事前準備開設編-」を作成している。</p> <p>① 突発的に広域・大規模災害が発生した場合には市や防災機関にも被害が生じ、市主体の避難所運営が困難な状況になることが予想されることから、大規模・突発的な災害発生時には、市はもとより地域住民が避難所運営に当初から積極的に参画することが求められる。</p> <p>② また、避難者の健康管理、生活環境やプライバシーの確保、男女のニーズの相違や災害時要配慮者のための対策など、避難所で発生する様々な課題に対処するため、避難所に関する基本的な考え方、避難所運営組織のあり方及び必要となる業務の内容と具体的な対処手順などを取りまとめ、平常時から関係者間で共通認識を深めておく必要がある。</p> <p>※ 茨木市では、小学校区を基本とする市内全 32 校区のうち、29 校区に 30 の自主防災会が結成されており、同市自主防災組織連絡会は、これら各地区の自主防災会により構成されている。</p> <p>2 避難所ごとの運営マニュアルの作成</p> <p>(1) 「(仮称) 避難所運営の手引き」の作成</p> <p>茨木市は、平成 29 年度において、学識経験者、関係団体（要配慮者支援団体、地域団体、自主防災組織連絡会等）、施設管理者、市関係部署等の各代表者 19 人を構成員とする「避難所運営マニュアル作成検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催し、より多くの地域住民に避難所運営に関与してもらえるよう上述 1 のマニュアルの説明編として、表 1 のスケジュールにより、避難所運営の基本方針や業務の実施内容、連絡先等を記入できる共通シート、避難所として必要な空間レイアウトなど、避難所運営に必要な基本的事項を取りまとめた「(仮称) 避難所運営の手引き」（全避難所の基本的なマニュアルのひな型。以下「ひな型」という。）を作成することとしている。</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

表1 ひな型作成のスケジュール（検討会議の開催スケジュール）

開催日	検討会議の内容
10月26日	【第1回検討会議】 ・ ひな型作成のための事前研修会（被災地の避難所支援経験がある検討会議の構成員（学識経験者）を講師とし、過去の災害事例から避難所運営の現状と課題を学習）（注2、3） ・ ひな型案の説明
11月24日	【第2回検討会議】 ・ ひな型案についての意見交換・集約
12月11日	【第3回検討会議】 ・ ひな型案の確認、ひな型の完成

（注）1 茨木市提供の資料及び当局の調査結果による。

2 代表幹事が検討会議の構成員となっている同市自主防災組織連絡会は、ひな型の作成・避難所ごとのマニュアル内容の検討に当たり、平成29年度に避難所運営部会を設置しており（平成29年4月の意向調査において、同部会に参加希望の自主防災会18、検討中4）、事前学習会は同部会の活動実績（同部会の開催）としても位置付けられている。

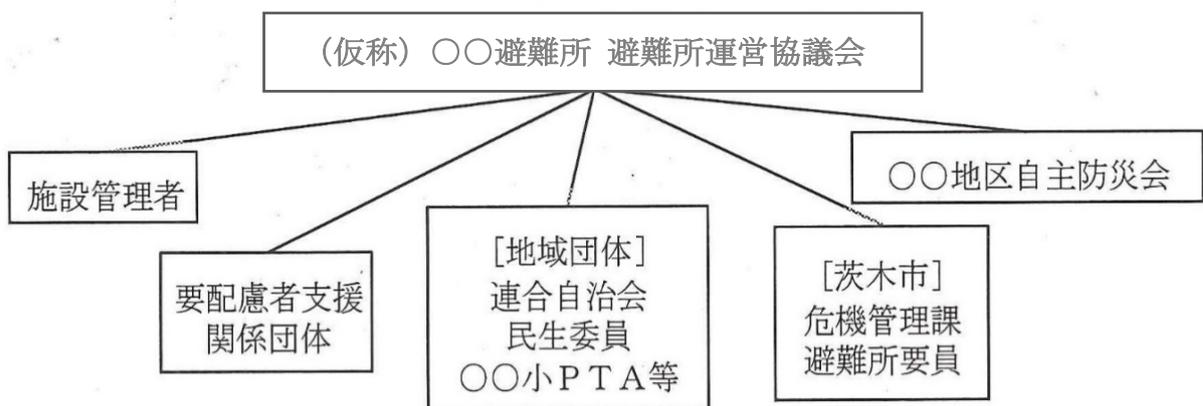
3 事前学習会には、希望する自主防災会と同市関係部署等も参加している。

4 同市は、自主防災組織連絡会避難所運営部会に対し、ひな型の内容に対する意見聴取（文書による照会）を行っている。

(2) モデル避難所における避難所運営マニュアルの作成

茨木市は、平成29年度、モデルとなる指定避難所3か所を選定し、上述(1)で作成したひな型を基に、地区の自主防災会（地域住民）、施設管理者（学校等）、地域の関係団体、避難所担当要員（市職員）等と協働（下図参照）し、表2のとおり、ワークショップ形式により避難所ごとの運営マニュアルを作成する予定である。

図 避難所ごとの運営マニュアルの作成関係団体イメージ（案）



（注）茨木市提供の資料による。

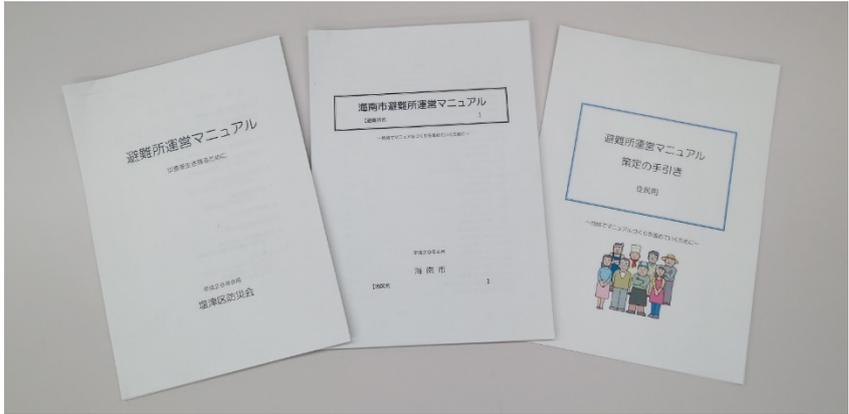
表2 モデル避難所の運営マニュアル作成のスケジュール

時 期	内 容
1月下旬	モデルとなる3か所の指定避難所合同で、ひな型の内容、避難所ごとのマニュアル作成に関する説明、ワークショップ形式により各避難所単位の運営マニュアルの素案作成、意見交換
2月以降	モデル避難所ごとに地域住民等と個別のワークショップや意見交換を実施し、マニュアル素案を基に避難所レイアウト案等の検討、意見集約
3月以降	避難所ごとの運営マニュアル（案）の確認、運営マニュアルの完成

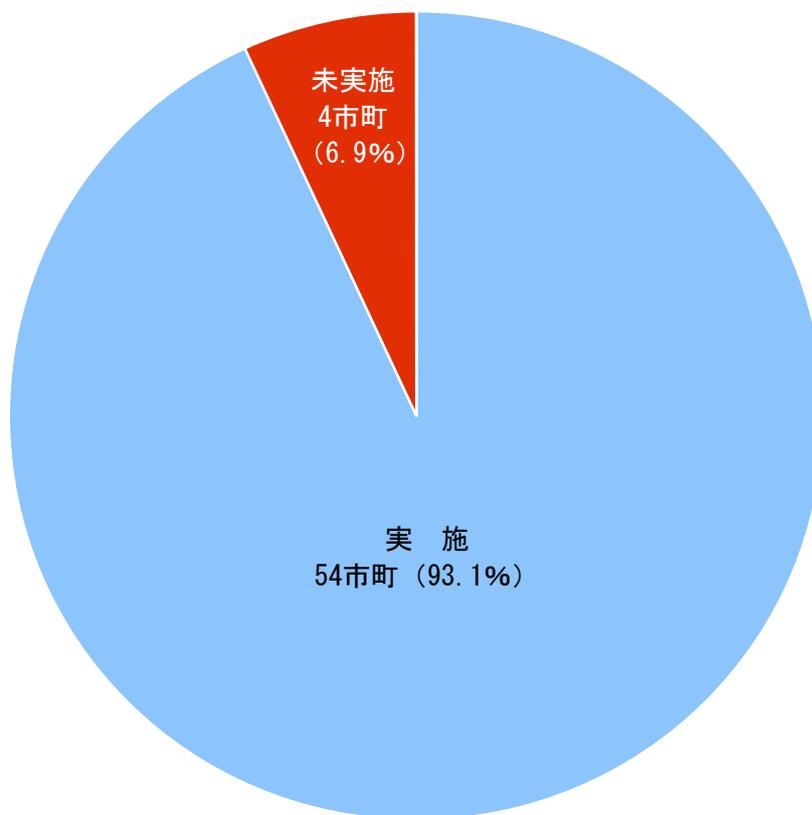
(注) 茨木市提供の資料及び当局の調査結果による。

(3) 全避難所の運営マニュアルの作成

茨木市は、平成30年度以降、計画的に避難所ごとのマニュアル作成を進める予定である。

件 名	自主防災組織による避難所単位の運営マニュアルの作成	市町名	海南市
【概要】			
<p>海南市の自主防災組織のうち、「塩津区防災会」は、地区内の指定避難所の避難所運営マニュアルを独自に作成している。</p>			
【説明】			
<p>海南市内の自主防災組織（自治会を基本単位とする全220組織（平成29年12月時点））のうち、塩津区防災会は、当該地区の指定避難所となっている塩津小学校を災害時の活動拠点とすることができるよう、26年8月に当該避難所独自の「避難所運営マニュアル - 災害を生き残るために -」を作成している。</p> <p>同市は、塩津区防災会は従来から積極的・精力的に地域での防災活動に取り組んでおり、当該地区の指定避難所となっている塩津小学校を災害時の活動拠点とする内容のマニュアルを作成したいとする同防災会の会長からの提案を受け、情報提供・助言等の支援を行ったとしている。</p> <p>なお、同市は、今後、各地区の自主防災組織等が地域の実情に即した避難所単位のマニュアルを作成することを支援していくため、平成29年4月に従来の同市避難所運営マニュアルを改訂し、各地区で取り決められた事項（避難所のルール等）を記載・貼付することにより避難所単位のマニュアルとしても利用可能な様式とした「海南市避難所運営マニュアル - 地域</p>			
			
<p>(注) 海南市提供の資料を当局が撮影した。</p>			
<p>でマニュアルづくりを進めていくために -」を作成しているとともに、避難所単位のマニュアルを作成する際の参考となるよう記載例や添付資料を示した「避難所運営マニュアル策定の手引き - 地域でマニュアルづくりを進めていくために -」を作成している。</p>			

図表2-⑧ 避難所運営のための研修・訓練の実施状況



(注) 当局が 58 市町に書面調査した結果による。

図表 2-⑨ 市主催の避難所運営訓練を実施している例

件名	地域住民による指定避難所の開設・運営を行うことを目指した避難所運営訓練の実施	市町名	茨木市												
<p>【概要】</p> <p>茨木市は、平成 28 年 11 月 13 日、災害発生時に市や指定避難所となった学校職員の手を借りることなく地域住民による指定避難所の開設・運営を行うことを目指した「指定避難所再現訓練」を実施している。</p>															
<p>【説明】</p> <p>1 訓練概要</p> <p>茨木市は、平成 28 年 11 月 13 日に、表 1 のとおり、東日本大震災の被災地における実際の避難所運営経験者（当時の避難所リーダー）を講師に迎え、自主防災会のリーダー、訓練会場となった中学校の生徒などを参加者とした避難所運営訓練である「第 3 回 指定避難所再現訓練」を実施している。</p> <p>同訓練は平常時及び災害時における自助・共助に関する活動を率先して行う自主防災組織のリーダーの養成を目的とした「平成 28 年度 地域防災リーダー育成研修会」の研修の一環として開催されたものである。</p> <p>また、同市は、今年度、平成 29 年 11 月 12 日に、上記訓練と同様の避難所再現訓練に加えて、参加者が防災体験プログラム（災害時トイレ対応ワークショップや防災グッズ作成など）を自由に体験できる防災体験ブースを設置した「避難所再現訓練+（プラス）」を実施している。</p> <p>表 1 「第 3 回 指定避難所再現訓練」の実施結果</p> <table border="1" data-bbox="204 1081 1453 1283"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 1081 411 1167">日時</th> <th data-bbox="411 1081 871 1167">平成 28 年 11 月 13 日（日） 午前 9 時 30 分～正午</th> <th data-bbox="871 1081 1098 1167">場所</th> <th data-bbox="1098 1081 1453 1167">市立養精中学校 （体育館・グラウンド）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 1167 411 1283">参加者・人数</td> <td colspan="3" data-bbox="411 1167 1453 1283">市民（自主防災会）46 人、市民（防災士）6 人、養精中学校 52 人（教師 2、生徒 50）、立命館大学（大阪いばらきキャンパス）11 人（准教授 1、留学生 10）、市消防団（茨木分団）安全管理担当 4 人、市（危機管理課）9 人 【計 128 人】</td> </tr> </tbody> </table> <p>訓練内容等</p> <p>[講師]</p> <p>東日本大震災の被災地における実際の避難所運営経験者（当時の避難所リーダー）である総務省消防庁防災アドバイザー</p> <p>[訓練内容]</p> <p>東日本大震災時に仙台市内の中学校で実際に開設された避難所を再現し、参加者が役割別の班ごとに行動する訓練（次表参照）</p> <p>表 役割別の班と班ごとの行動内容</p> <table border="1" data-bbox="233 1695 1425 2096"> <thead> <tr> <th data-bbox="233 1695 395 1771">役割別の班 （人数）</th> <th data-bbox="395 1695 1425 1771">班ごとの行動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="233 1771 395 1861">総務班 （大人 4 人・ 中学生 4 人）</td> <td data-bbox="395 1771 1425 1861"> ※ 避難所全体の管理、各班の状況確認と記録 ① 各班の状況を確認 ② ホワイトボードと模造紙に記録 </td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">    </div>				日時	平成 28 年 11 月 13 日（日） 午前 9 時 30 分～正午	場所	市立養精中学校 （体育館・グラウンド）	参加者・人数	市民（自主防災会）46 人、市民（防災士）6 人、養精中学校 52 人（教師 2、生徒 50）、立命館大学（大阪いばらきキャンパス）11 人（准教授 1、留学生 10）、市消防団（茨木分団）安全管理担当 4 人、市（危機管理課）9 人 【計 128 人】			役割別の班 （人数）	班ごとの行動内容	総務班 （大人 4 人・ 中学生 4 人）	※ 避難所全体の管理、各班の状況確認と記録 ① 各班の状況を確認 ② ホワイトボードと模造紙に記録
日時	平成 28 年 11 月 13 日（日） 午前 9 時 30 分～正午	場所	市立養精中学校 （体育館・グラウンド）												
参加者・人数	市民（自主防災会）46 人、市民（防災士）6 人、養精中学校 52 人（教師 2、生徒 50）、立命館大学（大阪いばらきキャンパス）11 人（准教授 1、留学生 10）、市消防団（茨木分団）安全管理担当 4 人、市（危機管理課）9 人 【計 128 人】														
役割別の班 （人数）	班ごとの行動内容														
総務班 （大人 4 人・ 中学生 4 人）	※ 避難所全体の管理、各班の状況確認と記録 ① 各班の状況を確認 ② ホワイトボードと模造紙に記録														

<p>受付班 (大人4人・中学生4人)</p>	<p>① 長機の準備 (受付記載台) ② 受付セットを机上に配置、 ③ 避難者が受付用紙を記入 ④ 避難者名簿を世帯ごとに手渡し・回収 ⑤ 世帯数・人数を集計し、総務班に報告</p> 
<p>炊き出し班 (大人4人・中学生4人)</p>	<p>※ 炊き出し場所に炊き出し用品を搬入 ① かまどの設営 ② 薪に点火 ③ 鍋をかまどに乗せて、注水 ④ アルファー化米の準備 ⑤ 炊けたアルファー化米をタッパーに小分け ⑥ 避難者数に合わせて仕分け</p> 
<p>設営班 (大人2人・中学生4人)</p>	<p>① 各班に活動のための物品を配布 ② 物品の配布終了後、炊き出し班を応援</p> 
<p>掲示物班 (大人2人・中学生4人)</p>	<p>○ 掲示板の場所で掲示を開始</p> 
<p>衛生班 (大人4人・中学生4人)</p>	<p>① トイレの設営準備 ② プールから水を搬入 (生活用水) ③ 体育館内にゴミ箱を設置 (留学生によるゴミ分別の英語表記)</p> 

	
<p>警備班 (大人4人・中学生2人)</p>	<p>※ 避難所内外の警備</p> <p>① 避難所外(地域)の警備、無線連絡</p> <p>② 避難所内の警備、無線連絡</p> 
<p>物資班 (大人4人・中学生4人)</p>	<p>※ 救援物資の受領と在庫整理</p> <p>① 備蓄倉庫から備蓄物資の取出し</p> <p>② 体育館に備蓄物資を搬入</p> <p>③ 種類別に整理整頓</p> <p>④ 備蓄物資の在庫表を作成</p> 
<p>中学校班 (教師3人・中学生6人)</p>	<p>① 緊急地震速報で身の安全を確保(1分間)</p> <p>② 先生による生徒の点呼</p> <p>③ 体育館に避難スペース設営</p> <p>④ グラウンドに移動、地域へ避難所開設を報告</p> 
<p>避難者役 (大人・留学生)</p>	<p>○ 訓練全体の見学 (受付簿・避難者名簿の記入)</p>  <p>避難者役(見学者)への訓練概要の説明</p>
<p>連絡調整役 (中学生2人)</p>	<p>○ 講師からの伝達事項を各班に連絡</p> 

(注) 茨木市提供の資料及び当局の調査結果による。

2 訓練参加者へのアンケート結果

茨木市は、訓練参加者に対し、①性別、②年齢、③担当した役割（班）、④地震発生時取るべき行動がイメージできたか、⑤災害時の避難所の様子がイメージできたか、⑥本日の訓練はどうだったか、⑦避難所運営に関する訓練を地域の防災訓練で実施したいと思うか、⑧訓練に関する意見・感想（自由記載）の8設問のアンケートを行っており、市・消防団を除く参加者115人中、85人からアンケート調査表を回収している（回収率73.9%）。

上記の設問のうち、④から⑦までの設問へのアンケート結果をみると、表2のとおり、訓練の実施結果に肯定的な回答が多くなっている。

表2 設問④から⑦までのアンケート結果

(単位:人)

設 問	アンケート結果		
	イメージできた	イメージできなかった	どちらともいえない
④ 地震が起こったとき、取るべき行動がイメージできましたか？	79	0	6
	76	1	8
⑤ 災害時の避難所の様子がイメージできましたか？	70	15	0
	70	1	14
⑥ 本日の訓練はいかがでしたか？	よかった	普通	よくなかった
	70	15	0
⑦ 避難所運営に関する訓練を地域の防災訓練で実施したいと思いますか？	思う	思わない	どちらともいえない
	70	1	14

(注) 1 茨木市提供の資料による。

2 設問は、実際のアンケート様式の文言のとおり。

件 名	市総合防災訓練において、避難所開設運営訓練を実施	市町名	伊丹市
-----	--------------------------	-----	-----

【概要】

伊丹市は、平成27年度の同市総合防災訓練において、避難所開設運営訓練を実施している。

【説明】

伊丹市は、平成28年1月24日に開催した平成27年度の同市総合防災訓練（20万人市民いたみまるごと防災訓練）において、次表のとおり、同市初となる避難所開設運営訓練を実施している。

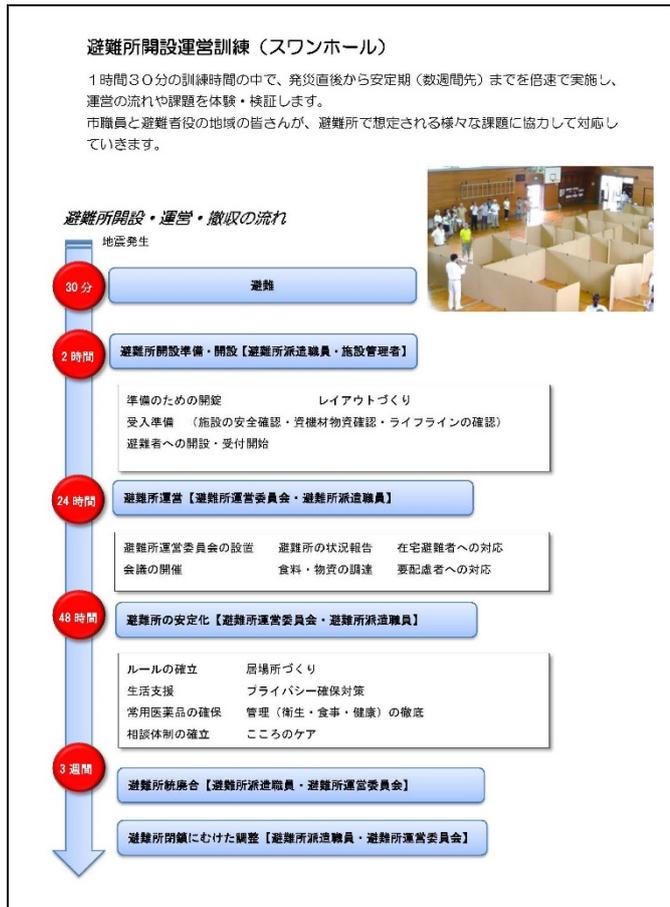
表 平成 27 年度伊丹市総合防災訓練における避難所開設運営訓練の実施結果

日時	平成 28 年 1 月 24 日 (日) 午前 10 時 15 分～11 時 40 分頃	場所	スワンホール (稲野小学校区内)
参加者	市民（稲野小学校区外の住民を含む約 600 人）及び市職員（危機管理室 5 人、市防災計画に基づく同市災害対策本部組織における避難部構成員のうち、同小学校地区担当者約 10 数人）		

訓練内容等

稲野小学校区内の指定避難所であるスワンホールにおいて、同小学校区の住民、地元中学生等を避難者に見立て、発災直後から安定期（3 週間後）までの行動を倍速でシミュレートし、避難所運営の流れや課題を体験・検証する（右図参照）。

図 避難所開設運営訓練について



- (注) 1 伊丹市提供の資料及び当局の調査結果による。
2 伊丹市総合防災訓練では、避難所開設運営訓練のほか、情報伝達訓練・災害対策本部設置訓練、阪神間7市1町緊急速報メール一斉配信訓練、ヘリコプター救出・着陸誘導訓練、要援護者安否確認訓練、全市民対象のシェイクアウト訓練などを実施している。

同市は、隔年で総合防災訓練を実施しており、平成 30 年 1 月 21 日（日）に予定している次回（平成 29 年度）の同市総合防災訓練において、鴻池小学校区内の指定避難所に開催会場を移し、上記と同様の訓練を実施する予定である。

図表 2-⑩ 地域主体の避難所運営訓練を実施している例

件名	地域主体の避難所開設・運営訓練の実施	市町名	大阪市
----	--------------------	-----	-----

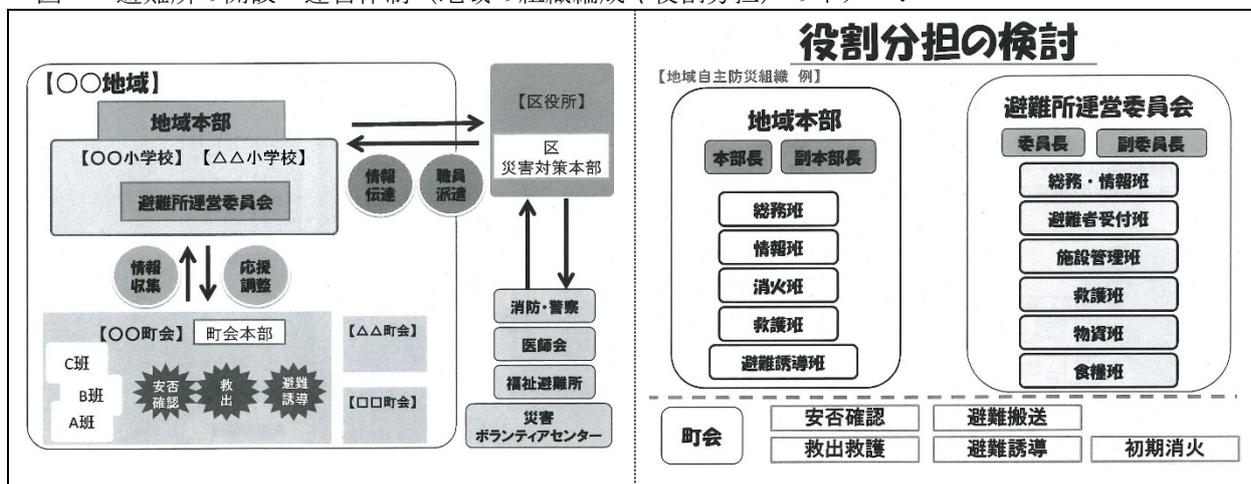
【概要】

大阪市は、地域が主体となって行う避難所開設・運営訓練を推進している。

【説明】

大阪市は、大規模災害が発生した場合、地域が中心となり区役所と連携しながら避難所を開設・運営していくことが求められ、平時から地域の組織編成や役割分担（下図参照）を考えておく必要があるという考え方の下、区役所と地域自主防災組織等とが連携し、地域主体の避難所の開設・運営訓練に取り組んでおり（下表参照）、小学校区を基本とする市内 24 区・333 地域（統廃合が行われているため、最新の小学校数とは一致しない。）のうち、平成 29 年度までに 331 地域が当該訓練を実施したことがあるとしている。

図 避難所の開設・運営体制（地域の組織編成や役割分担）のイメージ



(注) 大阪市提供の資料による。

なお、大阪市（危機管理室）は、避難所の開設・運営訓練を実施する場合、その事前準備として、地域において、避難所指定施設の施設管理者から施設の構造等を把握した上で災害時の活用目的が分かるよう配置図などを検討しておく必要があるほか、避難所運営委員会の設置や施設の利用方法、避難所生活のルールづくりや役割分担などを話し合うワークショップを開催した後に、避難所指定施設である学校等を実際に使用した訓練を実施することになるとしており、各区・地域における取組を支援するため、14 人の自主防災組織力向上アドバイザー（非常勤嘱託職員）を配置している。

表 地域主体の避難所開設・運営訓練の実施例

訓練名	西島地域自主防災組織 避難所開設訓練（此花区）		
実施年月日	平成 28 年 7 月 2 日（土）	場所	西島小学校（災害時避難所） 特別養護老人ホーム（福祉避難所）
<p>地域本部〔情報班〕 ○デジタル無線機による情報収集</p> 	<p>地域本部〔総務班〕 ○処置表、被害状況表等への情報の記入</p> 	<p>避難所運営委員会〔管理部〕 ○避難所受付の設置</p> 	
<p>避難所運営委員会〔食糧部〕 ○アルファ化米の炊き出し・配食</p> 	<p>【福祉避難所 緊急入所施設搬送訓練】 災害避難所の要支援者のうち、福祉避難室での対応困難者を福祉避難所の緊急入所施設（特別養護老人ホーム）に搬送。 特別養護老人ホームでは、区本部からの連絡を受け、ベッド等を準備</p> 	<p>地域本部〔誘導班〕 ○要支援者を搬送</p> 	
<p>福祉避難所（特別養護老人ホーム） ○施設職員による入所者への聞き取り</p> 	<p>福祉避難所（特別養護老人ホーム） ○要支援者を介助して移動させる訓練</p> 		
<p>【避難所開設訓練に向けた事前ワークショップの実施】</p> <p>○自主防災組織力向上アドバイザーによる避難所開設のための学習</p> 			<p>○地域本部、避難所運営委員会の各班、各部に分かれて役割の再確認</p> 
<p>○災害時に活用する備品の説明</p> 			

(「表 地域主体の避難所開設・運営訓練の実施例」の続き)

訓練名	島屋地域自主防災組織 避難所開設訓練 (此花区)		
実施年月日	平成 29 年 2 月 19 日 (日)	場所	島屋小学校 (災害時避難所)
地域本部〔総務班〕 ○被害状況の記入	地域本部〔情報班〕 ○無線からの情報を情報連絡票に記入	地域本部〔救護班〕 ○要支援者を上階に搬送	
			
避難所運営委員会〔総務部〕 ○管理部から庁舎の被害状況等の報告を受ける → 情報を基に対応を協議	避難所運営委員会〔管理部〕 ○避難所受付の設営		
			
避難所運営委員会〔管理部〕 ○簡易トイレの設置	避難所運営委員会〔救護部〕 ○救護室の設営	○福祉避難室での受付	
			
避難所運営委員会〔食糧部〕 ○アルファ化米の炊き出し	【避難所開設訓練に向けた事前ワークショップの実施】		
			

(注) 大阪市 (此花区役所) HP の公表資料による。

件名	地域主体の避難所運営訓練の実施	市町名	茨木市
----	-----------------	-----	-----

【概要】

茨木市では、地域における自主防災組織として、小学校区が基本の市内全 32 校区のうち、29 校区に 30 の自主防災会が結成されており、地域主体の避難所運営訓練に取り組んでいる自主防災会がみられる。

同市では、平成 28 年度において、3 地区の 4 自主防災会が避難所運営訓練を実施しており、29 年度には、18 地区の 19 自主防災会が避難所運営訓練の実施を予定している。

【説明】

茨木市では、地域における自主防災組織として、小学校区を基本とする市内全 32 校区のうち、29 校区に 30 の自主防災会が結成されており、同市は、平常時及び災害時における自助・共助に関する活動を率先して行う自主防災組織のリーダーの養成を目的とした「地域防災リーダー育成研修会」において、災害発生時に市や指定避難所となった学校における職員の手を借りることなく地域住民による指定避難所の開設・設営・運営を行うことを目指した避難所運営訓練である「指定避難所再現訓練」を実施している（図表 2-⑨参照）。

同市では、上記訓練を参考に、地域主体の避難所運営訓練に取り組んでいる自主防災会がみられ、平成 28 年度において、図 1 のとおり、3 地区の 4 自主防災会が避難所運営訓練を実施している。

図 1 平成 28 年度における自主防災会による避難所運営訓練の実施風景

<p>(実施年月日) 平成 29 年 1 月 15 日 (開催場所) 大池小学校</p>	<p>大池地区自主防災会</p>  <p>パネルを使用して避難所運営を説明</p>	 <p>避難者 1 人あたりのスペースを体感</p>
<p>(実施年月日) 平成 29 年 2 月 11 日 (開催場所) 西小学校</p>	<p>西地区自主防災会</p>  <p>掲示板に安否情報等を張り出す訓練</p>	 <p>避難所再現訓練を参考に、地域が主体となった避難所運営訓練を展開！</p>
<p>(実施年月日) 平成 29 年 3 月 19 日 (開催場所) 郡小学校</p>	<p>郡校区自主防災会 郡さくら自治会自主防災会</p>  <p>開会式で各班のメンバーを募り一般の方にも参加してもらう</p>	 <p>受付訓練の様子</p>

(注) 茨木市 HP の公表資料から転載した。

また、平成 29 年度における自主防災会による避難所運営訓練の実施予定をみると、下記①～③のとおり、自主防災会による取組が広がりつつある。

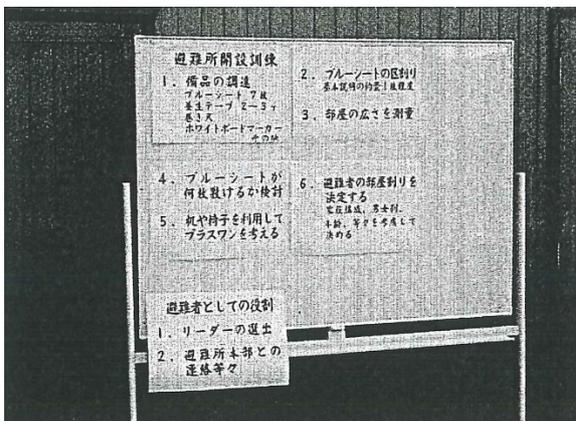
① 大池地区自主防災会の避難所開設・運営訓練

大池地区自主防災会は、表 1 のとおり、平成 29 年 8 月 13 日に地区のコミュニティセンターを開催場所とする避難所開設・運営訓練を実施している。

表 1 大池地区自主防災会の避難所開設・運営訓練の実施結果

日時	平成 29 年 8 月 13 日 (日) 午前 9 時 30 分～午後 12 時 30 分	場所	大池コミュニティセンター	参加人数	約 50 人
訓練内容等					

- ① 実際の避難所生活に備え、避難者の居住スペース確保の方法の実践と居住スペースでの体験を行う。
- ② 各部屋に割り当てられた避難者の中からリーダーを選出する体験を行う。
- ③ 各部屋の避難者の状況等の情報収集と避難所運営本部への報告方法を考える。



(注) 茨木市提供の資料及び当局の調査結果による。

② 茨木市全域防災訓練における自主防災会による避難所運営訓練

茨木市は、平成 30 年 1 月 21 日に実施を予定している「茨木市全域防災訓練」において、地域が主体的に運営する防災訓練を目指しており、図 2 のとおり、指定避難所 75 か所を会場とする必須訓練に加えて、避難所のうち小学校等 32 か所での実施を目指す自主選択訓練（地域の事情に応じた独自の訓練）に取り組むこととしている。

図2 茨木市全域防災訓練の内容等

訓練内容イメージ

※時間は予定です
9:30 受付開始
10:00 訓練開始

【避難所】75カ所

必須訓練
・避難経路の確認
・避難者受付 など

9:00 自宅
シェイクアウト

9:00 屋外スピーカー
発報

自由選択訓練
・避難所運営訓練
・防災体験プログラム など

搬送体験
応急手当
ワークショップ

育樹村
なあに？クイズ

75カ所避難所のうち
小学校32カ所での実施を目指す

訓練の流れ

(流れ) ※時間は予定です

- ◆9:00に屋外拡声器が鳴動
→身を守る行動・避難経路の確認
- ◆9:30から
指定避難所75カ所で受付開始
- ◆10:00から32カ所で訓練開始
- ◆10:00~12:00
地域の事情に応じて独自訓練を実施
- ◆訓練終了

訓練はカフェテリア方式で実施



「地域の事情に応じて」「自由に」「えらべる」訓練です

※訓練内容(2つの要素で構成)

必須訓練

+

自由選択訓練

訓練はカフェテリア方式で実施

・「必須訓練」(ごはん)

- ①シェイクアウト訓練 身を守る行動
- ②避難所参集訓練 避難経路の確認
- ③避難所開設・受付訓練 受付の設置
- ④避難者数確認訓練 避難者数の集計

・「自由選択訓練」(おかず)

市が提示する訓練(40項目)の中から自由に選んで、訓練を組み立ててもらいます。

例: 避難所運営訓練、防災体験プログラム(搬送体験、応急手当ワークショップ、資機材なあに？クイズなど)

※必要に応じて、関係機関に協力依頼します。

(注) 茨木市提供の資料による。

同市は、自主防災会が地域の実情に応じた自由選択訓練を行うよう避難所運営訓練を含む自主防災会主体訓練の実施メニューを提示しており、表2のとおり、18地区の19自主防災会（上記①の自主防災会を含む。）が避難所運営訓練等を実施する予定である。

表2 自主防災会における避難所運営訓練等の実施予定

自由選択訓練として、避難所運営訓練等を予定している自主防災会 (A)	内 訳		
	訓練名	訓練内容	実施予定の自主防 (B)
(18地区) 19 自主防災会	避難所運営訓練	災害時に地域住民による指定避難所の開設・設営・運営を目指し、行政の手を借りずに班分けを行い、役割に応じた訓練を行う。	(4地区) 5 自主防災会
	プチ避難所運営訓練	(予定) ダンボールなど、身近な物を使用して避難所の仕切りを作る訓練を行う。	(9地区) 9 自主防災会
	災害時トイレ問題対応訓練 (トイレワーク)	災害時の衛生・トイレ問題の重要性を学ぶ。	(9地区) 9 自主防災会
	特設公衆電話取扱訓練	避難所設置の特設公衆電話の取扱を学ぶ。	(1地区) 1 自主防災会

(注) 1 茨木市提供の資料による。

2 複数訓練を実施予定の自主防災会があるため、(A) 欄の数と (B) 欄の合計数は一致しない。

③ 中学校における避難所運営訓練

指定避難所となっている中学校のうち3校において、PTAの呼びかけ等により中学校区内にある複数の小学校区の自主防災会が参加した避難所運営訓練を実施する予定である。

図表 2-⑪ 避難所担当職員や地域住民に対する避難所運営訓練（HUG）を実施している例

件名	避難所担当職員に対する避難所運営訓練（HUG）の実施	市町名	西宮市
----	----------------------------	-----	-----

【概要】

西宮市は、避難所担当職員に対する避難所運営訓練（HUG）を実施している。

【説明】

西宮市は、阪神淡路大震災を経験した職員も少なくなり、大規模災害が発生した場合の避難所運営について未知数となっていることが懸念されるとして、同市災害対策本部の組織のうち、避難所の開設及び運営に関することを主たる所掌事務とする災対避難局の構成職員を対象に、次表のとおり、避難所運営訓練（HUG）を実施している。

災対避難局は教育委員会事務局を中心に、市民局の一部の部課などにより構成されていることから、同市は、平成 28 年度に教育委員会事務局の職員を対象に訓練を実施しているが、今年度（29 年度）の避難所運営訓練（HUG）の対象者を教育委員会事務局の職員以外の災対避難局職員にまで拡大している。

表 避難所運営訓練（HUG）の実施状況

内容	年度	平成 28 年度	29 年度
訓練日時		①10月20日（木）午後1時30分～3時 ②10月27日（木）午前10時～11時30分	①10月12日（木）、②10月19日（木） ③11月20日（月）、④11月27日（月） （各日、午前10時から90分程度の予定）
訓練参加者		教育委員会事務局の職員（①17人、②19人）が、各日とも4班に分かれて訓練 （※）教育委員会の全所属が参加できるよう各所属1人以上の参加が必須	教育委員会事務局の職員（①②） 教育委員会以外の災対避難局職員（③④） （各日20人程度）

- 西宮市の指定避難所の中から1か所を選定し、カードゲーム形式により、避難所の体育館や教室に見立てた平面図に避難者を適切に配置できるか、また、避難所で発生する様々なできごとに対応していくのかを模擬体験（下図参照）
- 訓練参加者は、訓練内容について職場伝達や職場研修を実施

図 避難所運営訓練（HUG）について

The figure displays various materials used in the HUG training. It includes a title page for the '避難所運営ゲーム (HUG) について' (About the Evacuation Site Management Game (HUG)), a map of the training site '南海トラフ巨大地震' (Great East Japan Earthquake), and a grid of game cards. The cards contain information such as '避難所運営のイメージ図' (Evacuation Site Management Image Diagram), 'ゲームのルール' (Game Rules), and 'ゲーム終了後' (After the Game Ends). There are also diagrams for '避難所運営のイメージ図' and 'ゲームのルール'.

訓練内容

（注）平成 29 年 10 月 12 日に実施した教育委員会事務局の職員対象の訓練資料（西宮市提供）

（注）1 西宮市提供の資料及び当局の調査結果による。
2 当局のヒアリング調査日時時点において、平成 29 年度の訓練のうち、①の訓練のみが実施済み。

件名	平成29年度から4か年をかけ、市内全17小学校区の合同自主防災訓練で避難所運営訓練（HUG）を実施	市町名	伊丹市
----	---	-----	-----

【概要】

伊丹市は、平成29年度から4か年をかけ、市内全17小学校区の合同自主防災訓練で避難所運営訓練（HUG）を実施することとしている。

【説明】

伊丹市では、避難所運営をコーディネートする危機管理室と自主防災組織等の育成指導を担当する消防局とが連携し、表1のとおり、平成29年度から4か年をかけ、市内全17小学校区の合同自主防災訓練で避難所運営訓練（HUG）を実施する予定である。

表1 小学校区別合同自主防災訓練における避難所運営訓練（HUG）の実実施計画

年度 事項	平成29年度	30年度	31年度	32年度
市内全17小学校区のうち、HUG訓練を実施予定の小学校区数	4校区 (41組織)	5校区 (74組織)	4校区 (51組織)	4校区 (44組織)

(注) 1 伊丹市提供の資料による。

2 () は、小学校区内の自主防災組織等の数（自主防災組織の未結成自治会や自治会の結成されていない自主防災組織を含む。）である。

同市は、避難所運営訓練（HUG）を実施し、訓練参加者（自主防災組織の会員など地域住民、施設管理者、市職員）が学校等を想定した避難所の開設・運営に係る一連の流れを確認することにより、地域住民が避難所運営に参加するという意識を醸成することや、地域・行政・防災士などの連携促進・強化が図られることを目指している。

また、同市は、表2の設問を訓練参加者にアンケート調査し、今後の業務運営の参考とすることとしており、当局が同市に対する実地調査を行った時点で訓練を実施済みであった2校区では実施結果を肯定的に評価した回答の比率が高くなっている。

表2 当局の調査時点（平成29年10月31日）で訓練を実施済みの2校区におけるアンケートの結果

設問	3以上の評価をした回答割合	
	A小学校区 (回答24人)	B小学校区 (回答83人)
1 性別・年代	/	/
2 避難所での出来事を具体的に想像することはできましたか？ (5 よくできた ← 4 ← 3 → 2 → 1 全く想像できない)	91.7 %	75.9 %
3 避難所では自らが積極的に協力し、運営に携わる必要があると思いますか？ (5 非常にそう思う ← 4 ← 3 → 2 → 1 全くそう思わない)	95.8 %	100.0 %
4 要援護者や男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりの必要性を実感できましたか？ (5 非常に実感できた ← 4 ← 3 → 2 → 1 全く実感できなかった)	95.9 %	86.7 %
5 避難所運営について学ぶ上で避難所HUGは良い経験になりましたか？ (5 満足 ← 4 ← 3 → 2 → 1 不満)	100.0 %	96.4 %
6 避難所HUGや避難所運営について何か意見があればご自由にご記入ください。	/	/

(注) 伊丹市提供の資料による。

(参考) 避難所運営訓練（HUG）は、静岡県が開発し、避難所のH、運営のU、ゲームのGの頭文字を取って名付けられたゲーム形式の訓練であり、避難所運営を皆で考えるため、避難者の性別・年齢・国籍や各避難者が抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また、避難所で発生する様々なできごとによりどのように対応していくかを模擬体験するもの。

図表 2-⑫ 女性だけによる避難所運営訓練を実施している例

件名	女性だけによる避難所運営訓練の実施	市町名	茨木市
<p>【概要】</p> <p>茨木市は、東日本大震災の発生後の防災・復興の取組を進めるに当たり、男女のニーズの違いに配慮が必要とされたことを踏まえ、女性防災リーダーの育成を進めており、平成 28 年度には、市内の自主防災会により構成された同市自主防災組織連絡会に、専門部会として女性部会を設置している。</p> <p>茨木市自主防災組織連絡会女性部会では、女性の視点に配慮した避難所運営や防災対策を検討し、地域防災力の向上が図れるよう体制作りを進めており、平成 28 年度には、大阪府内で初めてとなる女性だけによる避難所運営訓練を実施している。</p>			
<p>【説明】</p> <p>1 茨木市自主防災組織連絡会女性部会</p> <p>(1) 女性防災リーダーの育成</p> <p>茨木市は、東日本大震災の発生後の防災・復興の取組を進めるに当たり、男女のニーズの違いに配慮が必要とされたことを踏まえ、女性防災リーダーの育成を進めており、平成 26 年度から防災部局（危機管理課）が男女共同参画部局（人権・男女共生課）と連携し、①防災活動における男女共同参画の視点に配慮した取組を行うため、自主防災組織の運営を担い、方針決定過程に参画できる女性リーダーを育成すること、②地域の自主防災組織で活動する女性たちの交流促進を図ることを目的に、女性の視点に配慮した防災講座を開催し、避難所運営のワークショップ研修などを実施している。</p> <p>(2) 茨木市自主防災組織連絡会女性部会の設置</p> <p>茨木市は、平成 28 年度（平成 28 年 5 月 17 日）、市内の自主防災会により構成された同市自主防災組織連絡会に、専門部会として女性部会（愛称は「いばらき女子防災部」。以下「女子防災部」という。）を設置している（※）。</p> <p>女子防災部では、次の事業活動に取り組んでおり、女性の視点に配慮した避難所運営や防災対策を検討し、地域防災力の向上が図れるよう体制づくりを進めている。</p> <p>① 地域防災活動に活かすため、女性防災リーダー育成研修の継続実施</p> <p>② 地域防災活動を行う上での課題の共有や対策を検討していくことによる地域防災力の向上</p> <p>③ 女性防災リーダーのネットワークづくりの促進</p> <p>（※ 茨木市では、小学校区を基本とする市内全 32 校区のうち、29 校区に 30 の自主防災会が結成されており、女子防災部は、これら各地区の自主防災会により構成された同市自主防災組織連絡会の専門部会として位置付けられている。</p> <p>女子防災部は、各自主防災会から推薦された会員により構成されており、現在の会員数は平成 28 年度の 29 人（13 団体）から 72 人（21 団体）に増加している。</p> <p>2 女性だけによる避難所運営訓練の実施</p> <p>平成 28 年度における女子防災部の活動のうち、平成 29 年 2 月 23 日に、障害者や高齢者、妊産婦などの災害時に特別な配慮が必要な者を含む全ての避難者が過ごしやすい避難所づくりについて、女性の視点から考えることを目的に「みんなにやさしい避難所づくり体験」を実施している。</p> <p>本取組は、大阪府内で初めてとなる女性だけによる避難所運営訓練であり、次図のとおり、研修会場のホールや会議室を利用して、妊産婦などの女性に配慮したスペースを設けた避難所の設営体験を行うとともに、災害時のトイレ問題に対処するため、小学校の図面を使い、仮設トイレの設置場所を考えると同時に、トイレの使用ルールを参加者で考えるワークショップなどに取り組んでいる。</p>			

図 女子防災部による避難所運営訓練の実施風景

○ 避難所づくり体験の様子



○ 災害時のトイレ対策検討ワーク



(注) 茨木市 HP の公表資料から転載した。

また、女子防災部では、今年度、同市主催の「避難所再現訓練 + (プラス)」(平成 29 年 11 月 12 日)において、災害時のトイレ対策に関する実地研修を行っている。

図表 2-⑬ 円滑な避難所開設を検証するため、避難準備情報発令時に避難所を一斉に開設した例

件名	円滑な避難所開設を検証するため、避難準備情報の発令に合わせ、市内の避難所を一斉に開設	市町名	橋本市
<p>【概要】</p> <p>橋本市は、市内の指定避難所を一斉に開設したことがなかったことから、平成 29 年 8 月の台風接近時に市内の全域に対して避難準備情報を発令した際に指定避難所を一斉に開設し、円滑に避難所が開設できるかどうかなどを検証している。</p>			
<p>【説明】</p> <p>橋本市は、平成 29 年 8 月 7 日、台風 5 号の接近の伴い、同日の 14 時 20 分から 15 時 29 分までの間に、市内全域に対する避難準備・高齢者等避難開始情報を発令している。</p> <p>同市は、夜間にかけて市内全域における被害拡大も懸念される中、近年、市内の全 35 指定避難所のうち、特定の指定避難所（内水氾濫の危険性のある地域）以外の多数の指定避難所を実際に開設した実績がなかったことから、円滑な避難所開設を実際に行なえるかどうかを確認・検証することとし、市長の判断により、市内 35 か所の指定避難所のうち、紀の川浸水想定区域内の避難所 4 か所及び避難所従事職員が配置されていない避難所 3 か所を除く 28 か所の指定避難所を一斉に開設している。</p> <p>同市は、実際に指定避難所を開設したことにより、次表のような課題等を把握することができたとともに、市職員の防災意識の醸成が図られ、シナリオに基づき特定の避難所で実施する「避難所開設訓練」とは違った効果があったものと評価しており、把握できた課題等を検証し、今後の避難所運営に活用したいとしている。</p>			
<p>表 実際の避難所開設で把握した課題等</p>			
把握した課題等		課題改善の方向性	
全避難所の開設連絡が完了するまでに 2 時間程度を要した。		防災部局が個々に避難所への連絡を行なったために時間を要したことから、学校関係機関には同時並行で情報を伝達できるよう、新たな情報連絡ルートを設定する。	
倉庫に保管している情報収集用のラジオが電池切れのため使用できない避難所があった。		全避難所について、備蓄物資の再点検を実施し、常に使用できる状態であることを確認する。	
指定避難所ではなく地域の集会所に自主避難している市民がいることが、警察からの連絡により確認された。		指定避難所の周知及び自主避難時の連絡方法を確立する。	
<p>(注) 当局の調査結果による。</p>			

図表 2-⑭ 福祉避難所の運営訓練を実施している例

件名	大阪市西淀川区における福祉避難所開設・運営訓練の実施		市町名	大阪市
<p>【概要】</p> <p>大阪市西淀川区では、平成 26 年度から同区内の福祉施設職員等が合同で福祉避難所開設・運営訓練を実施している。</p>				
<p>【説明】</p> <p>大阪市では、市内の区役所（全 24 区）が福祉避難所に指定している区内の福祉施設と連携し、福祉避難所開設・運営訓練を行っており、その一例として、同市西淀川区は、平成 26 年度から同区内の福祉施設職員等が訓練実施施設となる福祉施設に集合して合同で福祉避難所開設・運営訓練に取り組む「福祉避難所合同訓練」を実施している。</p> <p>同区は、平成 28 年度（平成 29 年 2 月 16 日）に 3 回目となる福祉避難所合同訓練として、同区内の福祉施設 2 施設で福祉避難所の開設・運営訓練を実施しており、次表のとおり、ボランティアや地域防災リーダーなど 100 人を超える参加者が協力しながら、災害時避難所である中学校から福祉避難所 2 施設への要援護者の移送、福祉避難所の設営・開設、受入、炊き出し、備蓄品の展示などの訓練メニューに取り組んでいる。</p>				
<p>表 平成 28 年度西淀川区福祉避難所合同訓練の実施結果</p>				
日時	平成 29 年 2 月 16 日（木） 午後 1 時～3 時	場所	市立中学校（災害時避難所） ⇒ 福祉施設 2 施設（福祉避難所）	
参加者	福祉避難所42人（施設職員36人及び施設利用者6人）、西淀川区社会福祉協議会ボランティア15人、福祉避難所がある地域の防災リーダー・町会13人、同区身体障害者団体協議会4人、福祉避難所以外の福祉関係施設・団体14人、市議員3人、同区役所・消防署・市危機管理室13人 【計104人】			
訓練内容等				
<p>[被害想定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前日（2 月 15 日）に大規模な地震（直下型地震、大阪市域最大震度 7）が発生 ・ 区災害対策本部・各地域において災害時避難所開設、住民が最寄りの災害時避難所に避難 ・ 翌日（2 月 16 日）に区災害対策本部が福祉避難所開設を要請 ・ 電気、ガス、水道は不通 <p>[訓練内容]</p>				
<p>① 布担架、おんぶ紐の使用方法の説明</p>				
				
布担架の持ち方を説明	階段では布担架を使用して搬送	狭い階段での搬送に使用するおんぶ紐		

② 無線機による区災害対策本部と福祉避難所・ボランティアセンターの情報伝達訓練



福祉避難所の開設・受入連絡



同左



ボランティア派遣要請

③ 移送訓練（災害時避難所（中学校）から福祉避難所（福祉施設 2 施設）へ要援護者の移送）



車椅子を使用した移送訓練



声をかけながらの移送訓練



ボランティア、防災リーダー、施設職員等グループでの移送



福祉避難所に到着

④ 開設・運営訓練（簡易ベッド・簡易トイレの設置、備蓄品・非常用発電機の利用、炊き出し）



福祉避難所における要援護者の受付



ボランティアも参加し、福祉避難所の部屋を設営



簡易ベッドの設営 1



簡易ベッドの設営 2



簡易トイレの設営



避難スペースの設営



避難者からの健康状態の聞き取り



簡易トイレへの誘導



アルファ化米の炊き出し訓練

⑤ 参加者による訓練の振り返り（意見交換会）

（注）大阪市（西淀川区役所）HP の公表資料による。

件名	福祉避難所指定施設における福祉避難所開設・運営訓練の実施	市町名	西宮市
----	------------------------------	-----	-----

【概要】

西宮市は、福祉避難所に指定している施設において、福祉避難所の開設・運営訓練を実施している。

【説明】

西宮市は、福祉避難所に指定している老人福祉施設（養護老人ホーム 西宮市立寿園）において、次表のとおり、福祉避難所の開設・運営訓練を実施している。

表 福祉避難所に指定している養護老人ホームにおける福祉避難所の開設・運営訓練の実施内容

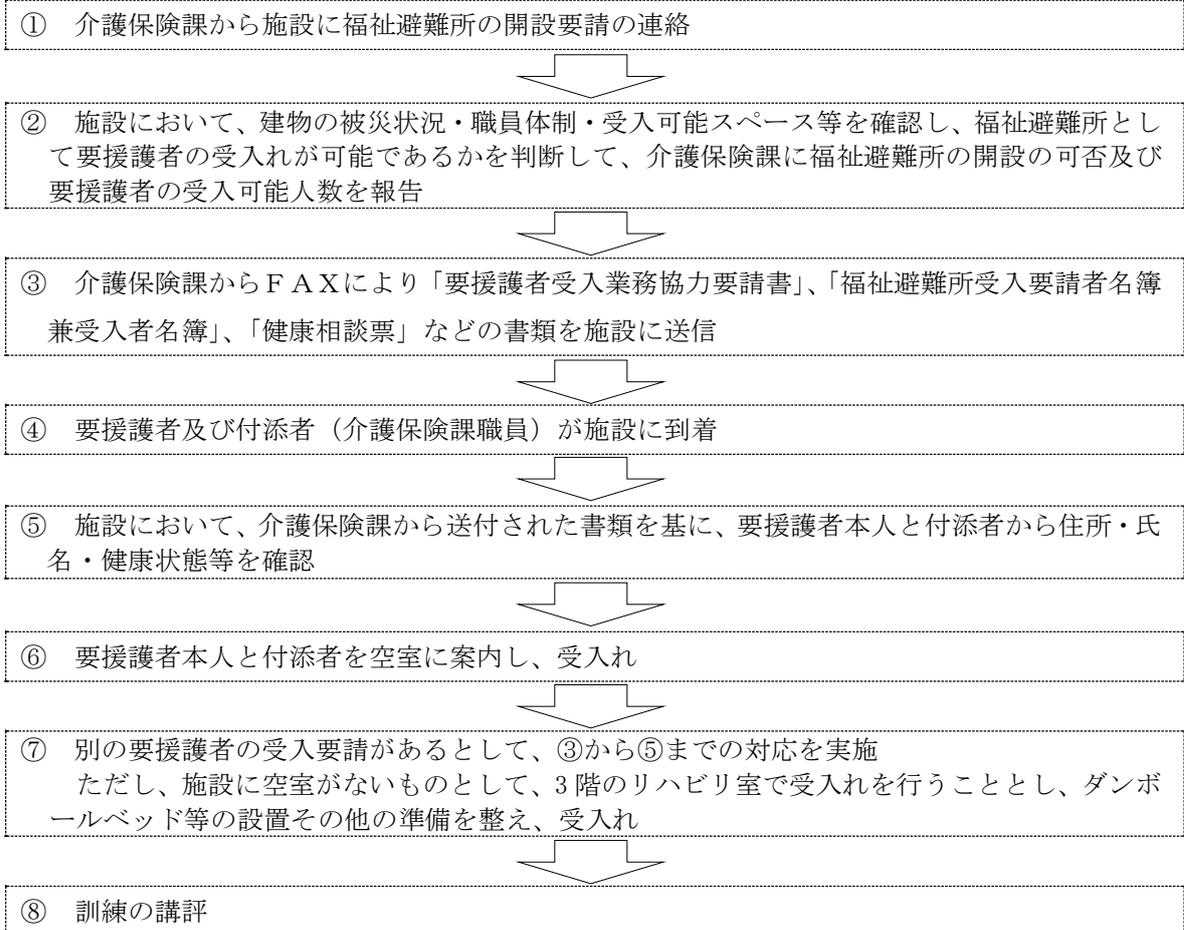
日時	平成 29 年 10 月 26 日（木） 午後 1 時 30 分～	場所	養護老人ホーム 西宮市立寿園 (福祉避難所)
参加者	健康福祉局福祉部長、同局福祉総括室長、同局福祉部高齢施設課長（施設長）、同課職員（施設職員）18 人、介護保険課長、同課職員 2 人 【計 24 人】		

訓練内容等

[訓練想定]

南海トラフ巨大地震により一般避難所が開設されてから数日が経過し、一般避難所での生活が困難な高齢避難者が出ており、福祉避難所の開設が必要な状況であることから、養護老人ホーム 西宮市立寿園を福祉避難所として開設し、一般避難所での対応が困難な高齢避難者を受け入れる。

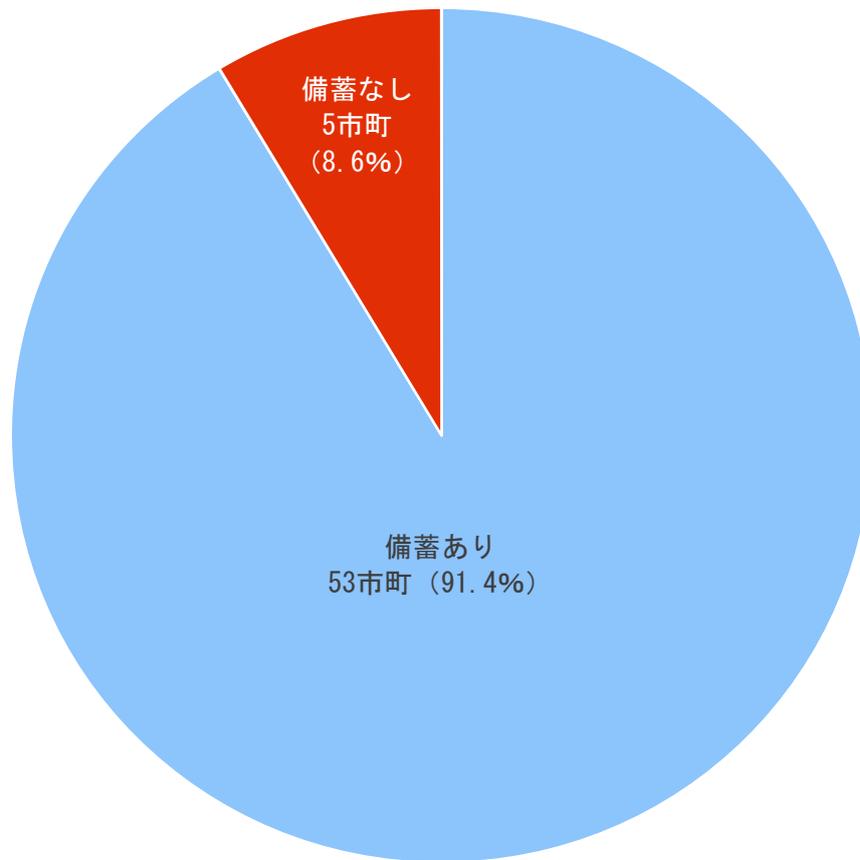
[訓練内容]



(注) 西宮市提供の資料及び当局の調査結果による。

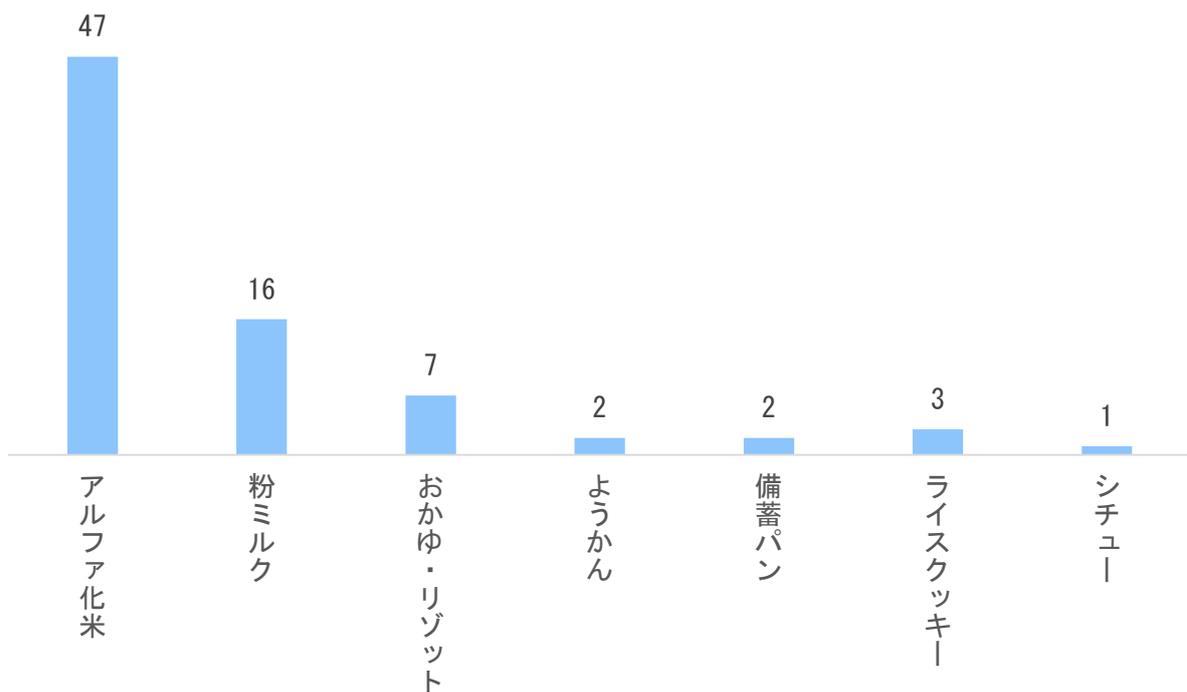
件名	市総合防災訓練において、福祉避難所開設・運営訓練を実施	市町名	伊丹市
<p>【概要】 伊丹市は、平成 27 年度の同市総合防災訓練において、福祉避難所開設運営・訓練を実施している。</p>			
<p>【説明】 伊丹市は、平成 28 年 1 月 24 日に開催した平成 27 年度の同市総合防災訓練（20 万人市民いたみまると防災訓練）において、次のとおり、福祉避難所開設・運営訓練を実施している。</p> <p>① 指定避難所であるスワンホールで実施した避難所開設・運営訓練において、一般の避難スペースの中に福祉用スペースを設け、協定事業者から提供を受けた畳や段ボールベッドを設置し、足の痛い者役や高齢者役の市民がそれぞれの使い心地などを体験する訓練を実施</p> <p>② スワンホールでの訓練に参加した避難者役の市民のうち、数名の障害者及び車椅子に乗った高齢者を隣接する福祉避難所（同市立障害者福祉センター）まで実際に搬送する訓練、及び同センターにおける避難者の受入や段ボールベッドの組立などの訓練を実施</p> <p>同市は、上記訓練で多数の避難者の中での聞き取り及び避難者の移動が困難であることなどが課題として認識できたとしており、災害発生時に避難所には、高齢者、障害者、妊産婦などのさまざまな要配慮者が避難して来ることから、今後、他自治体の事例も参考により一層実践的な訓練を実施することを検討したいとしている。</p>			

図表2-⑮ 食物アレルギー対応食の備蓄状況



(注) 当局が 58 市町に書面調査した結果による。

図表2-⑯ 備蓄しているアレルギー対応食の品目一覧（複数回答）



(注) 当局が 58 市町に書面調査した結果による。

図表 2-⑰ 指定緊急避難場所に指定された施設における地震自動解錠鍵ボックスの設置例

件名	指定緊急避難場所である津波緊急避難ビルに「地震解錠ボックス」を設置	市町名	海南市
<p>【概要】</p> <p>海南市は、震度 5 弱以上の地震が発生した場合に、施設の鍵が保管された容器の施錠が自動で解錠される「地震解錠ボックス」を、指定緊急避難場所に指定している施設（津波緊急避難ビル）15 施設に設置している。</p>			
<p>【説明】</p> <p>海南市は、地震による津波が発生した場合に、地域住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、指定緊急避難場所に指定している施設のうち、津波到達までに津波浸水区域外に避難できない住民等が緊急に避難する建物として市が指定している津波浸水区域内にある津波緊急避難ビル 15 施設に、施設の鍵等が保管された容器の施錠を自動解錠させる装置を内蔵した「地震解錠ボックス」を設置している（平成 27 年度に整備し、28 年 5 月にチラシを各戸回覧して住民に周知）。</p>			
<p>「地震解錠ボックス」の写真（海南市提供）</p>			
<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>(注) 各施設の地震解錠ボックス内には、①避難すべき場所(屋上等)に到着するまでに必要な鍵、②懐中電灯、③ホイッスル、④施設の図面などが保管されている。</p> </div> </div>			
件名	指定緊急避難場所である津波一時避難施設に、震度感知装置を内蔵した「防災ボックス（鍵ボックス）」を設置	市町名	新宮市
<p>【概要】</p> <p>新宮市は、指定緊急避難場所（津波一時避難施設）に指定している小・中学校等の公共施設 17 施設に、内蔵した震度感知装置が震度 5 弱以上の揺れを感知した場合に当該施設の鍵が保管された容器が自動解錠される「防災ボックス（鍵ボックス）」を設置している。</p>			

【説明】

新宮市は、平成 24 年以降、指定緊急避難場所に指定している施設のうち、津波発生時及び津波発生のおそれがある場合に一時的又は緊急的に避難する津波一時避難施設として指定している小・中学校等の公共施設 17 施設に、震度 5 弱以上の揺れを感知した場合に当該施設の出入口扉の鍵や非常時に窓ガラスを割るためのハンマーが保管された容器の施錠を自動解錠させる震度感知装置を内蔵した「防災ボックス（鍵ボックス）」を設置し、同市ホームページ上で公表・住民への周知を行なっている。

同市は、上記ボックスの設置により、指定緊急避難場所（津波一時避難施設）に指定している施設が閉鎖・施錠されている夜間や休日等に地震が発生した場合でも、地域住民等の避難者がボックス内の鍵等を使用して当該施設の建物内に避難することができるとしている。

「防災ボックス（鍵ボックス）」の写真（新宮市提供）



3 指定避難所以外の避難者対策

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>平成 25 年 6 月の法改正により、避難所における生活環境の整備等については、法第 86 条の 6 に、避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮については、同法第 86 条の 7 にそれぞれ規定された。</p> <p>法改正を受けて、国は、市町村に対し、避難所における良好な生活環境の確保等に努めるための取組を実施する上での参考となるよう、「避難所における良好な生活環境確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月内閣府）を策定している。</p> <p>同取組指針では、指定避難所以外の被災者への支援として、i) 指定避難所として指定していない施設を発災後に避難所として使用した場合も、法に基づく支援の対象となり、法第 86 条の 6 に定める生活環境を確保すること、ii) 関係機関等と連携し、指定避難所以外の施設に避難した被災者の避難状況を把握すること、iii) 指定避難所における食料の提供や支援物資について、当該避難所のみならず、指定避難所以外の避難所を含め地域全体のために行われていることを周知徹底することとされている。</p> <p>また、「避難所運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月内閣府）では、指定避難所以外に避難所生活が見込まれる施設・場所の洗い出しとリスト化、在宅避難者の安否確認方法及び在宅避難者への対応方針を検討することとされている。</p> <p>他方、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、断続的に続く余震による建物倒壊への恐怖やプライバシー確保の問題から、屋内の避難所への避難が敬遠され、公園やスーパーの駐車場で車中泊するケースが続出し、急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）による死者も発生するなど、指定避難所以外の避難者に対する対応についての課題がなお残されている。</p>	<p>図表 3-①</p> <p>図表 3-②</p> <p>図表 3-③</p>
<p>【調査結果】</p> <p>指定避難所以外の避難者対策について、大阪府、兵庫県及び和歌山県内の 58 市町に対する書面調査及び当該市町中 12 市に対する実施調査を行った結果は、次のとおりである。</p> <p>調査対象とした 58 市町のうち、30 市町（52%）は、対応方針等を有しているものの、28 市町（48%）は、現時点において、対応方針等を有していないと回答している。その理由について回答が得られた 10 市町では、①車中泊者等、指定避難所以外の避難者を正確に把握することが困難であることなどを理由として、対応方針等の策定は未定とするものが 7 市町、②今後対応方針等を策定予定としているものが 3 市町となっている。</p> <p>一方、実地調査を行った 12 市の中には、地域防災計画や避難所運営マニュアルにおいて、指定避難所以外の避難者の把握や情報伝達について明記したり、急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防対策等を明記するなどして、指定避難所以外の避難者対策を講じている例がみられた（泉佐野市及び海南市）。</p>	<p>図表 3-④</p> <p>図表 3-⑤</p>

図表 3-① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）〈抜粋〉

（避難所における生活環境の整備等）

第 86 条の 6 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第 86 条の 7 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（以下略）

図表 3-② 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改定 内閣府（防災担当））
〈抜粋〉

2 避難所の指定

（1）指定避難所の指定等

④ 指定避難所以外の被災者への支援

ア 指定避難所として指定していない施設を発災後に避難所として使用した場合も、災害救助法に基づく支援の対象となり、災対法第 86 条の 6 に定める生活環境を確保すること。

イ 関係機関等との連携し、指定避難所以外の施設に避難した被災者の避難状況を把握すること。

ウ 指定避難所における食事提供や支援物資について、当該避難所のみならず、指定避難所以外の避難所を含め地域全体のために行われていることを周知徹底すること。

（以下略）

図表 3-③ 避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月 内閣府（防災担当））〈抜粋〉

チェックリスト

2. 避難所の指定

対策項目 4 指定避難所以外の避難所の対策を実施する

4-1 指定以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し、リスト化を実施する

4-2 指定以外の避難所についての協議を実施する

4-3 避難所として使用する施設の把握と災害時の都道府県への報告を実施する

4-4 車避難者へエコノミークラス症候群防止の周知を実施する

5. 帰宅困難者・在宅避難者対策

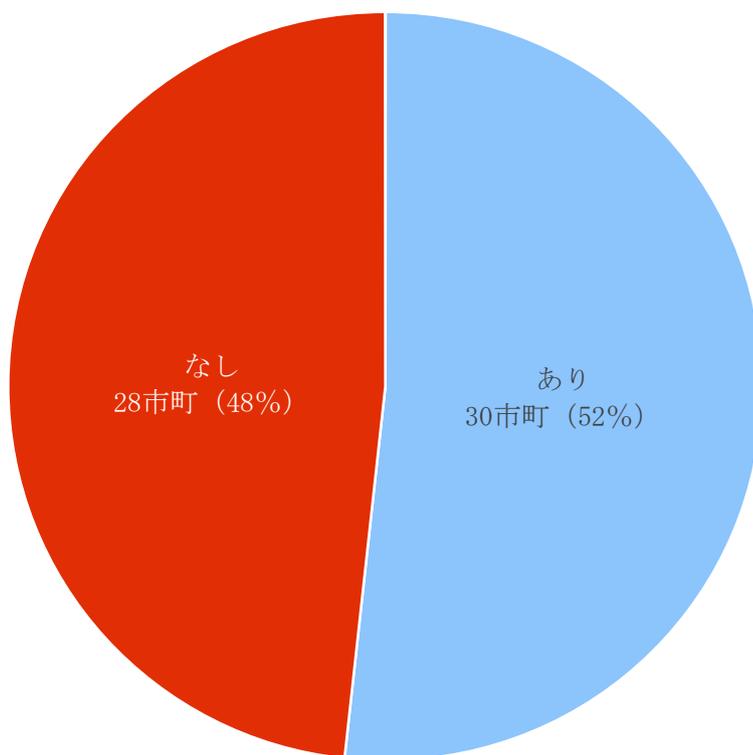
対策項目 2 在宅避難者対策を実施する

2-1 在宅避難者の安否確認方法を検討する

2-2 在宅避難者への対応方針を検討する

（以下略）

図表 3-④ 指定避難所以外における避難者対策に係る方針の策定状況



(注) 当局が 58 市町に書面調査した結果による。

図表 3-⑤ 避難所外避難者に対する対応方針を地域防災計画等で記載している例

件名	避難所運営マニュアルにおいて、避難所外避難者に対する対応方針を記載	市町名	泉佐野市
<p>【概要】</p> <p>泉佐野市は、避難所運営マニュアル(以下「運営マニュアル」という。)において、自主防災組織や地域防災支援員(市から避難所へ派遣される職員)及び施設管理者に対し、指定避難所への避難者だけでなく、避難所外避難者等の把握を行うとともに、これらの避難者に対する対応について規定している。</p>			
<p>【説明】</p> <p>泉佐野市は、運営マニュアルにおいて、自主防災組織や地域防災支援員(市から避難所へ派遣される職員)及び施設管理者に対し、指定避難所への避難者だけでなく、指定避難所以外に車、テント、ビニールハウス、倉庫、町会館、公的施設等へ避難した避難所外避難者等の把握を行うとともに、避難所外避難者への情報伝達は、それぞれの地区の地区長が避難所外で避難している地区員と連携することで情報提供を行うよう規定している。また、炊き出しや救援物資の配給についても避難所外で避難している住民に対して行き渡るよう明記している。</p> <p>同市は、避難所外避難者への対応方針を明記した経緯について、「市内の指定避難所は、公立小中学校を中心に32か所指定しているが、自宅から指定避難所までの距離が遠いことから、町会(自治会)ごとにある町会館に避難する市民がいる」としており、そのため、「町会館を指定避難所のサテライト施設と位置付け、同施設に避難する住民についてもその状況を把握する必要があることから、東日本大震災を受けて避難所運営マニュアルを策定(平成27年10月)する際に、避難所外避難者に対する対応方針を明記することとした」としている。</p>			
件名	地域防災計画等において、避難所外避難者に対する対応方針を記載	市町名	海南市
<p>【概要】</p> <p>海南市は、地域防災計画及び同市避難所運営マニュアル(以下「運営マニュアル」という。)において、車中泊者などの避難所外避難者の情報収集及びこれら避難者に対する情報物資等の提供について記載している。</p>			
<p>【説明】</p> <p>海南市は、地域防災計画において、発災時、在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図り、必要な場合には福祉避難所等へ搬送することなどの対応方針について記載している。</p> <p>また、運営マニュアルにおいて、自主防災組織等に対し、①在宅避難者名簿の作成、②食事の必要数、③必要な物資の種類と数、④在宅の要配慮者の情報と支援が必要か否かについて、情報の取りまとめを依頼し、市からの連絡事項について、同組織を通じた情報の伝達を行うほか、車中泊者に対しても、同組織との連携の上、各種情報の収集と提供を行うこととしている。</p> <p>このほか、①在宅避難者や車中泊者に対しても食料や物資の配給を行うこととし、その情報について同組織を通じて在宅者や車中泊者に周知すること、②避難所を解消する際に、在宅避難者・車中泊者が残っている場合は、市の災害対策本部に在宅避難者・車中泊者の名簿を引継ぐこと、③エコノミークラス症候群を発症しないよう、定期的に簡単な体操等を行うことについて、避難所外避難者に対しても巡回やチラシの配布等を通じて案内することなど、車中泊や在宅避難者といった避難所外避難者の把握とともに必要な支援等を行うとしている(下記資料参照)。</p> <p>また、同市は、避難所外避難者への対応方針を明記した経緯として、「熊本地震では、車中泊者等に対する情報の伝達、物資の提供がスムーズに行えなかったことや、エコノミークラス症候群を発症した例が散見されたことなどを踏まえ、避難所外の避難者への対応方針を明確にする必要性を認識していたが、県の「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」が平成29年3月に改定され、避難所外の避難者対策が盛り込まれたことを契機として、運営マニュアルの改訂(平成29年4月)の際に、避難所外避難者に対する対応方針を明記するこ</p>			

ととした」としている。

同市は、今後の課題等として、「現時点では、避難所に避難しない車中泊者などの状況を詳細に把握することは困難と考えられるが、今後ドローンを活用(民間事業者への委託)し、これら避難所外の避難者の実態の把握とともに、災害により分断され孤立した地区や津波避難ビルにいる避難者の状況の把握についても検討していきたい」としている。

資料 海南市避難所運営マニュアル(抜粋)

エコノミークラス症候群 予防のために

○ エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



(「深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防について」(厚生労働省)より)

4 その他（避難所等における通信手段の確保）

(1) 特設公衆電話の事前設置

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>中央防災会議が策定した「防災基本計画」（平成29年4月）では、国及び地方公共団体等は、災害時の情報通信手段として、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供される災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めることとされている。</p> <p>災害発生時には、安否確認や問い合わせ等の電話が被災地に殺到し、電話がつながりにくい状態になることも想定されるが、災害時優先電話回線を利用する「特設公衆電話」（注1）は、①電話回線の輻輳により、通信規制が実施される場合であっても通話への影響が少ないこと、②電話回線を通じて電力の供給を受けているため、停電時でも架電が可能であること（発信専用）、③通話料が無料であること、などのメリットのほか、家族等の安否確認を行うために開設される「災害用伝言サービス（171）」（注2）を利用する際の有効なツールとなることを踏まえ、市町村は、電気通信事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社、以下「NTT」という。）と覚書を締結するなどして、指定避難所となっている地域のコミュニティ施設や小・中学校などに特設公衆電話の事前設置を進めている。</p> <p>なお、特設公衆電話の回線数は、市町村とNTTとの協議に基づき、指定避難所の収容人員等に応じて決められており、NTTが回線の整備（屋内配線等を含む。）を行い、電話機（特別の仕様に基づいた専用の電話機ではなく、市販の電話機で可）の調達及び保管は、地方公共団体が実施している。</p> <p>（注）1 特設公衆電話は、大規模災害時に被災自治体とNTTとの協議により、一定期間開設されるもので、平常時は利用できない。</p> <p>2 災害用伝言ダイヤル（171）は、大規模災害時にNTTが一定期間開設するもので、自身の電話番号及び携帯電話等の番号を入力することにより、安否等の情報を音声情報として、録音・再生できるシステム（利用は無料）</p>	<p>図表 4-(1)-①</p>
<p>【調査結果】</p> <p>特設公衆電話の事前設置状況について、大阪府、兵庫県及び和歌山県内の58市町に対する書面調査及び当該市町中12市に対する実地調査を行った結果は、次のとおりである。</p> <p>調査対象とした58市町のうち、47市町（81%）は、特設公衆電話を指定避難所の全て又は一部において設置済みとしている一方、11市町（19%）は、未設置と回答している。</p> <p>また、特設公衆電話を「未設置」としている11市町のうち、7市町は、「今後設置予定」としている一方、4市町は、「設置予定なし」と回答している。</p>	<p>図表 4-(1)-②</p>
<p>なお、「設置予定なし」としている4市町のうち、その理由について回答があった市町は、「特設公衆電話についての理解不足」を挙げている。</p>	<p>図表 4-(1)-③</p>

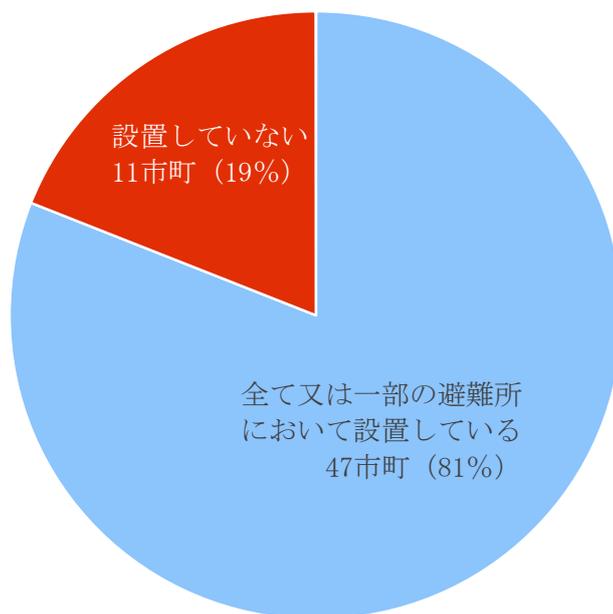
(2)Wi-Fi（公衆無線 LAN）の整備

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>中央防災会議が策定した「防災基本計画」（平成 29 年 4 月）では、国及び地方公共団体等は、災害時の情報通信手段として、無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努め、また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保することとされている。</p> <p>平成 23 年の東日本大震災では、音声通信の利用者が急増し通信規制が実施された一方、データ通信は、音声通信と比較して通信規制が一時的であり、28 年 4 月に発生した熊本地震の際には、家族や友人に対する安否確認等、電子メールや Twitter 等の SNS を利用した情報の取得と発信が多く行われたとされる（注）。</p> <p>近年、Wi-Fi（公衆無線 LAN）機能を搭載したスマートフォンやタブレット端末が大きく普及している中で、避難所等においても通信回線の輻輳による影響の少ない Wi-Fi（公衆無線 LAN）を活用できる環境の整備が期待されている。</p> <p>（注）「熊本地震における ICT 利活用状況に関する調査」（平成 28 年総務省）</p> <p>【調査結果】</p> <p>避難所における Wi-Fi（公衆無線 LAN）の整備状況について、大阪府、兵庫県及び和歌山県内の 58 市町に対する書面調査及び当該市町中 12 市に対する実地調査を行った結果は、次のとおりである。</p> <p>調査対象とした 58 市町のうち、42 市町（72%）は、Wi-Fi（公衆無線 LAN）を未整備と回答しており、その理由について回答があった 3 市町は、避難所における Wi-Fi（公衆無線 LAN）の整備の必要性は感じているものの、維持管理に多くの経常的な費用が発生することから、現時点で整備するのは難しいとしている。</p> <p>なお、Wi-Fi（公衆無線 LAN）を未整備と回答した 42 市町のうち、6 市町は、今後整備を図る予定と回答している。</p> <p>一方、58 市町のうち、16 市町（28%）は、避難所における Wi-Fi（公衆無線 LAN）を整備済みと回答している。また、実地調査を行った 12 市の中には、平成 27 年度以降、光回線が整備済みの指定避難所 45 施設のうち、2 施設に Wi-Fi（公衆無線 LAN）を整備しており、29 年度中に残りの 43 施設についても整備を完了させるとする例がみられた（海南市）。</p>	<p>図表 4-(1)-①</p> <p>図表 4-(2)-①</p> <p>図表 4-(2)-②</p>

図表 4-(1)-① 防災基本計画(平成 29 年 4 月 11 日修正)〈抜粋〉

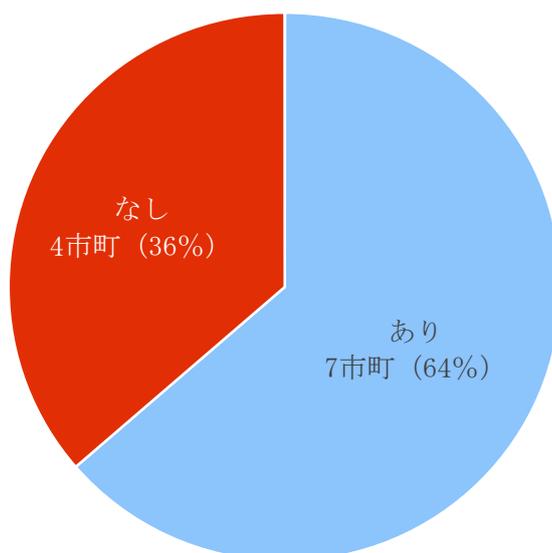
<p>第 2 編 各災害に共通する対策編</p> <p>第 1 章 災害予防</p> <p>第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復旧への備え</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>○ 国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努めること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。・ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供される災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。 <p>(以下略)</p>

図表 4-(1)-② 指定避難所における特設公衆電話の設置状況



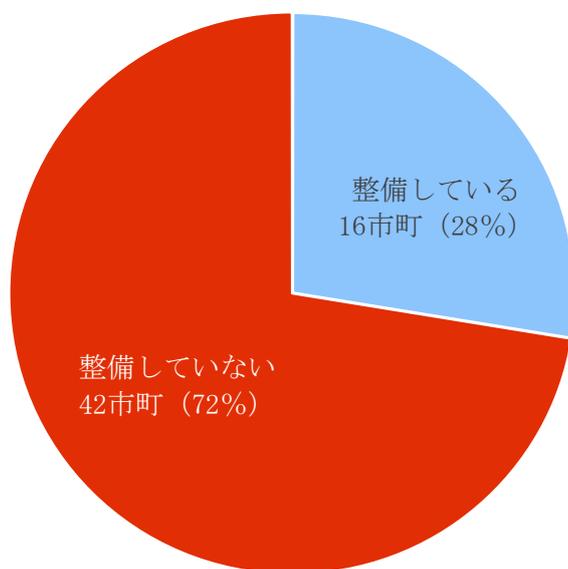
(注) 当局が 58 市町に書面調査した結果による。

図表 4-(1)-③ 特設公衆電話未設置の自治体における今後の設置予定



(注) 当局が 58 市町に書面調査した結果による。

図表 4－(2)－① 指定避難所における Wi-Fi (公衆無線 LAN) の整備状況



(注) 当局が 58 市町に書面調査した結果による。

図表 4－(2)－② 一部の指定避難所に Wi-Fi (公衆無線 LAN) を整備している例

件名	市内指定避難所のうち、一部の施設で Wi-Fi (公衆無線 LAN) を整備	市町名	海南省
<p>【概要】</p>			
<p>海南省は、平成 27 年以降、市内の 51 指定避難所のうち、2 施設において Wi-Fi (公衆無線 LAN) を整備しており、今年度中に新たに 43 施設について整備することとしている。</p>			
<p>【説明】</p>			
<p>海南省は、災害時に避難者自身が各種の情報の入手と発信を行うことができる環境を確保するため、指定避難所(全 51 施設)の中で既に光回線が整備済みの 45 施設のうち、2 施設において Wi-Fi (公衆無線 LAN) を整備している(平成 27 年以降、市の独自財源で措置)。</p>			
<p>当該 2 施設(海南スポーツセンター及び下津交流センター) に Wi-Fi (公衆無線 LAN) を整備した経緯について、「先行的に 2 施設で Wi-Fi (公衆無線 LAN) を整備するという方針の下、地域バランスと収容人員の多い施設であることを勘案した。」としている。</p>			
<p>また、光回線整備済みの残る 43 施設については、平成 29 年度に整備が完了することとなっている。</p>			
			